

平成24年第4回長南町議会定例会

議事日程(第1号)

平成24年12月5日(水曜日)午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)

日程第 3 会期決定の件

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 行政報告

日程第 6 承認第 1 号 専決処分の承認を求めるについて

日程第 7 議案第 1 号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

日程第 8 議案第 2 号 九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

日程第 9 議案第 3 号 長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

日程第 10 議案第 4 号 長南町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 11 議案第 5 号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 12 議案第 6 号 平成24年度長南町一般会計補正予算(第4号)について

日程第 13 議案第 7 号 平成24年度長南町ガス事業会計補正予算(第1号)について

日程第 14 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	大倉	正幸	君	2番	鈴木	喜市	君
3番	森川	剛典	君	4番	小幡	安信	君
5番	板倉	正勝	君	6番	左	一郎	君
7番	加藤	喜男	君	8番	仁茂田	健一	君
9番	丸島	なか	君	10番	松崎	勲	君
11番	石井	正己	君	12番	丸	敏光	君
13番	古市	善輝	君	14番	松崎	剛忠	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	藤見昌弘君	副町長	葛岡郁男君
教育長	片岡義之君	会計管理者	石橋弘道君
総務課長	西野秀樹君	総務室長	田中英司君
企画財政室長	荒井清志君	政策室長	唐鎌幸雄君
特命主幹	野口喜正君	税務住民室長	岩崎利之君
保健福祉室長	湊博文君	事業課長	麻生由雄君
産業振興室長	田邊功一君	農業推進室長	御園生明君
地域整備室長	松坂和俊君	ガス事業室長	岩崎彰君
教育課長	齊藤正和君	学校教育室長	石野弘君
生涯学習室長	浅生博之君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	常泉州秀雄	書記	杉崎武人
書記	片岡勤		

○議長（松崎 勲君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち町長からあいさつがございます。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君） 皆さん、おはようございます。

本日は平成24年第4回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともご多用の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

皆様方には、先日の日曜日に実施いたしました防災訓練に、年末押し迫ったご多忙の中にもかかわらず多数のご出席をいただき、ご協力賜りましたことに改めてお礼申し上げます。

さて、今年も余すところ20日余りとなります、計画しております事務事業につきましてはおおむね順調に推移しているところでございます。特に地上デジタル放送につきましては円滑に事業が進み、今月、12月7日には電波を発信できる見込みでございます。

また、12月16日には衆議院議員総選挙の投票日となり、皆様方にとりましてはお忙しい年末となりましたけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

こうした中、本定例会にお願いし、ご審議いただきます案件につきましては、承認1件、一部組合等に関する協議3件、条例改正2件、補正予算2件の8件の案件でございます。議員の皆様方におかれましては、ご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

◎開会の宣告

○議長（松崎 勲君） ただいまから平成24年第4回長南町議会定例会第1日目を開会します。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（松崎 勲君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松崎 勲君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松崎 勲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

6番 左 一郎君

7番 加 藤 喜 男 君
を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（松崎 勲君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、丸 敏光君。

[議会運営委員長 丸 敏光君登壇]

○議会運営委員長（丸 敏光君） 皆さん、おはようございます。

ご指名いただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る11月26日に委員会を開催し、平成24年第4回定例会の議会運営について協議・検討いたしました。

本定例会に付議される事件は、承認1件、協議3件、条例の一部改正2件、補正予算2件の計8議案が提案されて議題とされます。

また、一般質問を8人の議員が行うことになっています。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日5日から7日の3日間とすることに決定をいたしました。

なお、一般質問については議案の内容説明終了後、質問順位1番から5番までを本日5日に行い、質問順位6番から8番を6日に行うこととし、一般質問の方式については第2回、第3回定例会に引き続き試行的に一問一答方式で行うことといたしました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました平成24年第4回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

最後になりますが、地方自治法の一部改正に伴う委員会条例及び会議規則の一部改正に関する説明のため、本日の本会議終了後、全員協議会を行うことにいたしました。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松崎 勲君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（松崎 勲君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日5日から7日までの3日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日5日から7日までの3日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（松崎 勲君）　日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から承認1件、議案7件の送付があり、これを受理しましたので報告します。なお、受理した議案については、お手元に配付したとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき説明員の出席を求めた者、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき監査委員から報告がありました平成24年8月分、9月分、10月分の例月出納検査結果及び地方自治法第199条第9項の規定に基づき監査委員からの報告がありました定期監査結果報告並びに議長等が出席した主な会議報告については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

また、先日開催されました長生郡議会議長会において役員選任が行われ、私、松崎勲が会長に就任しましたので、報告いたします。

これで諸般の報告は終わります。

◎行政報告

○議長（松崎 勲君）　日程第5、行政報告を行います。

町長、藤見昌弘君。

[町長　藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君）　2点ほど行政報告をいたします。

まず1点目は、米満住宅跡地活用計画についてご報告申し上げます。

米満住宅跡地の活用については、9月定例会の一般質問において、事業者とも事業協定を結んでいる事業なので推進し、圏央道の供用開始に合わせ事業者も行動に移すことを期待すると答弁させていただいてございましたけれども、その後いよいよ圏央道の供用開始が現実味を増し、事業者とも何回かにわたって協議をいたしました。現在はマンションの建設業者を探しているとのことですが、千葉県内及び周辺地域において、携わっていただける建設業者はなかなかでてこないということで今苦慮しておりますとございました。

また、来年春に迫りました圏央道一部開通、26年4月からの消費税の増税等はマンション需要には追い風となることから、事業者としては何としても事業を実施してまいりたいとのことでございました。事業者には精一杯の努力をお願いし、25年、来年早々になるわけですが1月ぐらいまでには再度連絡いただき、その結果を踏まえ、町の方向性については結論を出してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、圏央道のインターチェンジ等の名称の決定についてご報告いたします。

この関係につきましては、12月3日午後5時に記者発表するということで、15分前に私のところに工事事務所の所長がまいりまして話をいただいたて、今日あたり千葉日報等では報道されておりましたけれども、その内容をご報告申し上げます。

来春供用開始が予定されております東金市から木更津市間42.9キロメートルの各インターチェンジ及びパーキングエリアの名称が正式に決定されたので報告いたします。名称につきましては、東金市のほうから申し上げますと、東金ジャンクション、茂原北インターチェンジ、茂原長南インターチェンジ、ここまで仮称と同じ名称です。市原南インターチェンジが市原鶴舞インターチェンジに、また市原高滝湖休憩施設が高滝湖

パーキングエリアにそれぞれ変更、正式に決定されたということでございます。

以上、2点、行政報告をさせていただきました。

○議長（松崎 勲君） これで行政報告は終わりました。

◎承認第1号の上程、説明、内容説明、質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めるについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めるについて提案理由を申し上げます。

今月16日に執行される第46回衆議院議員総選挙及び最高裁判所国民審査の選挙の経費について補正する必要が生じましたので、地方自治法の規定に基づき、去る11月20日付をもって専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、承認第1号の提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては担当職員から説明させますので、よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） これで提案理由の説明は終わりました。

承認第1号の内容の説明を求めます。企画財政室長、荒井清志君。

[企画財政室長 荒井清志君登壇]

○企画財政室長（荒井清志君） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めるについて、説明申し上げます。

議案書の1ページ目をお願いします。

11月16日衆議院が解散されたことに伴い、12月4日公示、16日投票の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が行われることになりました。この選挙にかかる費用については速やかに予算措置を講ずる必要があることから、11月20日長南町一般会計補正予算（第3号）を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分させていただいきました。この専決処分した事項につきましては、同法179条第3項の規定により、次の議会、この12月定例議会に報告し承認を求めるものでございます。

2ページ目をお願いします。専決処分書になります。

それでは、別冊の補正予算書第3号によりまして、専決処分しました補正予算の内容を説明させていただきます。今回、補正予算は第3号と第4号がありますが、第3号でお願いいたします。

1ページ目をお願いします。

第1条第1項ですが、歳入歳出予算の総額に899万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億6,040万5,000円とするものでございます。

第2項でございますが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次のページ、第1表歳入歳出予算補正に示すとおりでございます。

それでは、事項別明細により歳出から説明いたします。

8ページ目をお願いいたします。

2款総務費、4項選挙費、5目衆議院議員選挙費です。内容はすべて衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査にかかる費用となります。1節の報酬については期日前投票から開票までの立会人、管理者延べ52名分の報酬54万8,000円の追加を、3節職員手当等については選挙事務にかかる時間外、投票、開票事務の職員手当281万5,000円の追加を、9節旅費については立会人、管理者及び選挙管理委員の費用弁償40万4,000円の追加を、11節需用費については消耗品で選挙諸用紙や啓発物資の購入、食糧費で投票日の弁当代等、燃料費で投票所の石油ストーブの灯油代等を合わせて79万4,000円の追加を、12節役務費については入場券の郵送料と仮設電話の電話料、仮設トイレのくみ取り代合わせて71万5,000円の追加を、13節の委託料については入場券、選挙人台帳の作成のための電算事務委託料や投票所、開票所の電話ケーブルを引き込むためにかかる委託料など71万5,000円の追加を、14節使用料及び賃借料については第2投票所仮設トイレ、コピー機、ファクス、暖房機器等の借り上げ料として85万7,000円の追加を、16節原材料費についてはポスター掲示板立て込み等に使用しますボード、碎石等の材料費47万2,000円の追加を、18節備品購入費につきましては最高裁国民審査投票用紙読み取り集計機の購入費として231万円の追加をお願いするものでございます。

次に、歳入ですが、7ページ目にお戻りいただきたいと思います。

かかる費用の約70%は15款県支出金、衆議院議員選挙費委託金で、県からの委託金641万8,000円を見込み、残る257万5,000円については前年度からの繰越金を充当することで予算編成をさせていただいております。

以上をもちまして、承認第1号、専決処分いたしました平成24年度長南町一般会計補正予算（第3号）についての内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで承認第1号の内容の説明は終わりました。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることがあります質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることがあります採決します。

この採決は起立によって行います。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 熱君） 起立全員です。

本案については、原案のとおり承認されました。

◎議案第1号～議案第7号の上程、説明

○議長（松崎 勲君）　日程第7、議案第1号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてから、日程第13、議案第7号 平成24年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君）　それでは、議案第1号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてから、議案第7号 平成24年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）についてまで一括提案理由を申し上げます。

初めに、議案第1号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてと議案第2号 九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございますが、平成25年1月1日付で、大網白里町が大網白里市として市制施行するために、それぞれの組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議をお願いするものでございます。

次に、議案第3号 長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございますが、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律に基づき、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律として法律が名称変更となるため、広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議をお願いするものでございます。

次に、議案第4号 長南町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方自治法の一部改正により政務調査費を政務活動費とする名称変更及び政務活動費の使途を明確にし、その透明性を高めるために経費項目を条文に盛り込む規定の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第5号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、東日本大震災被災市町村の1つである宮城県亘理郡山元町役場へ本町職員を派遣するため単身赴任手当などの条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第6号 平成24年度長南町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正の内容につきましては、総務費では東日本大震災被災地への職員派遣に伴う人件費、保健センター空調機の修繕費、地上デジタル放送無線共聴施設の電柱移転に伴う改修工事等の補正をお願いするものです。農林水産業費では地域を担う農業者への経営維持のための地域農業整備事業補助金を、土木費では圏央道開通記念プレイベントに係る費用を、教育費では各小学校、中学校施設及び陸上競技場階段等の修繕費の増額をお願いするものでございます。財源については、県支出金及び地域農業推進基金繰入金、前年度からの繰越金を充当して編成いたしました。

次に、議案第7号 長南町ガス事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、当初予算で新たに供給予定をしている大口工業用のガス使用が、工場改修工事に不測の日数を要したために操業開始に遅れが生じ

したことから、収入についてはガス売り上げ減による減額を、また、支出については原ガス購入費、人件費、委託作業費及び消耗品費の減額をお願いするものでございます。

以上、議案第1号から議案第7号までの提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては各担当職員から説明させますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで提案理由の説明は終わりました。

◎議案第1号～議案第7号の内容説明

○議長（松崎 勲君） 議案第1号から議案第3号までの内容の説明を求めます。

総務課長、西野秀樹君。

[総務課長 西野秀樹君登壇]

○総務課長（西野秀樹君） それでは、早速ですけれども、議案第1号から議案第3号までの内容についてご説明いたします。

まず、議案第1号でございますが、千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

千葉県市町村総合事務組合と申しますと、主に市町村職員の退職手当の支給事務を行っている一部事務組合でございます。こういった一部事務組合は構成する市町村間で共通する規約を持っておりまして、その規約を変更しようとする場合においては、地方自治法第286条の規定によりまして、その構成市町村との協議をし、その後県知事の許可を受けなければならないということになっております。そして、地方自治法第290条の規定によりまして、関係公共団体とはその関係公共団体の議会の議決が必要であるというふうに定められておりまして、議案として提案をさせていただくものでございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

町長の提案理由のほうでございましたけれども、4ページには10行にわたって一部改正の内容が書かれておりますが、内容は大網白里町を大網白里市へと名称変更するものでございます。

附則といいたしましては、この規約は平成25年1月1日から施行させていただくものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

議案第2号 九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。これも同じなんですが、九十九里地域水道企業団と申しますと、八匝水道企業団、山武郡市広域水道企業団、長生郡市広域市町村圏組合に水を供給している一部事務組合でございまして、構成市町村に大網白里町が含まれております。先ほどの議案第1号と同様、大網白里町を大網白里市へと名称変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、7ページをお開きいただきたいと思います。

議案第3号 長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定についての協議でございますが、これは広域市町村圏組合、いわゆる長生郡市の7市町村で構成する広域の規約を改正するため、構成市町村ごとに議会の議決を求めるものでございます。

一部改正の内容でございますが、8ページをお開きいただきたいと思います。

障害者自立支援法という法律がございまして、これが障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律というように法律名が変更となりましたので、その法律名を変更しようとするものでございます。

附則といたしまして、平成25年4月1日から施行させていただくものでございます。

以上、議案第1号から議案第3号までの内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで議案第1号から議案第3号までの内容の説明は終わりました。

議案第4号及び議案第5号の内容の説明を求めます。

総務室長、田中英司君。

〔総務室長 田中英司君登壇〕

○総務室長（田中英司君） それでは、議案第4号 長南町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、9ページをお開きください。

長南町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。あわせて、参考資料の見開きの1ページから4ページをごらんいただきたいと存じます。

提出理由ですけれども、地方自治法の一部改正に伴い政務調査費の名称変更、すなわち条例中のすべてにわたる各条項の政務調査費から政務活動費へと名称を改めること及び政務活動費の透明性を高める等の一部改正を行うものであります。

まず、条例の名称ですけれども、題名を長南町議会政務調査費の交付に関する条例から、長南町議会政務活動費の交付に関する条例に改めるものでございます。

次に、この条例中第7条を除く、政務調査費から政務活動費に改めるものでございますが、条例中のほぼ全般にわたります第2条から第6条までと、第8条から第11条までの各条項の部分におきましての政務調査費と表記されている箇所のすべての部分につきまして、政務調査費から政務活動費へと名称を改める内容でございます。

第1条ですが、今まで長南町議会議員の調査研究に資するために必要な経費と規定されておりましたが、この調査研究の後にその他の活動という文言が加わり、調査研究その他の活動に資するための必要な経費と改正されるものです。

次に、第7条の箇所でございますけれども、ここは大幅な改正箇所となっております。

現行では使途基準ということで、議員は政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならないと記述され、従前は使途基準の項目、及び内容は規則で調査研究費、研修費、事務費などが記載され、その他の政務調査費の交付に関し必要な事項は規則に委任されておりました。

しかし、今回の地方自治法第100条、第14条の一部改正に伴いまして、政務活動費を充てることができる経費の範囲は条例上明確に位置づけされることとなり、第7条第1項部分は、政務活動費は議員が実施する調査研究、研修、広報広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等、町政の課題及び町民の意思を把握し町政

に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動事項においての政務活動に要する経費に対して交付すると改められ、第2項では政務活動費は議員にあっては別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとすると改正されるものでございます。

別表の箇所につきましても、経費項目及び内容は、議案書の10ページの後段部分から11ページにわたる調査研究費から人件費までの10項目の経費と内容が記載されているとおりでございます。

第9条につきましては、使途基準を政務活動費を充てができる経費の範囲に改めるものでございます。

さらに、申請書の様式中別記第1号様式中の別紙支出の表を第7条の政務活動費を充てができる経費の範囲に合わせ、支出の表を議案書11ページに記載されているように改めるものでございます。

最後に、附則の関係でございますが、議案書12ページをごらんいただきたいと思います。

施行期日でございますが、附則第1項により、この条例は地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条、ただし書きの政令で定める日から施行するものでございます。

次に、経過措置といたしまして、附則第2項で、この条例による改正後の長南町議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に、この条例による改正前の長南町議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例によるとさせていただくものです。

続きまして、議案第5号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、13ページをお開きください。

長南町一般職の職員の給与等に関する条例及び長南町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。あわせまして参考資料の5ページから8ページをごらんいただきたいと存じます。

最初に、この条例2本を改正するまでに至った経緯を若干説明させていただきたいと存じます。

皆様方既にご案内のとおり、昨年3月11日に東日本大震災が発生し、岩手県、宮城県、福島県で被災した東北3県はいまだ復旧・復興のさなかで、その進捗状況はマスコミ等の報道でも周知のとおり被害、損害が予想以上に大きく、なかなか復旧が思うように進展していないという深刻な状況下にございます。

このような中、千葉県から東日本大震災3県へ中長期的な職員への派遣依頼がございました。これに基づき、本町では全職員を対象に希望を募ったところ2名の派遣希望者があり、先般10月に宮城県亘理郡山元町役場への派遣を決定したところでございます。派遣先の山元町役場での職種は事務職として、業務内容は仮設住宅の入居事務及び入居者管理に関する業務に決まり、派遣期間はこの12月1日から来年5月31日までの半年間を予定しております。したがいまして、この条例改正の提出理由なんですけれども、東日本大震災市町村への中長期的な職員の災害派遣に伴い、単身赴任手当を新規に設けること及び旅費の種類に着後手当を新たに設けるための一部改正を行うものでございます。

それでは、第1条として、長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

まず、第4条、第2項中に各種手当の種類が列記されているところですが、住居手当の次に単身赴任手当を加えるものです。

次に、第10条の4の次に第10条の5の1条を加えるものです。この第10条の5第1項では、単身赴任手当の支給要件を定めるものでございます。この支給要件は、1番目として転居要件、2番目として配偶者との別居要件、3点目が距離要件、4点目が赴任先での単身要件の4つの要件をすべて満たすことにより支払われる手当となります。

第10条のほうをごらんになっていただきたいと思います。公署を異にする移動または在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、この箇所が①の転居要件となります。次に、父母の疾病その他規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、この箇所が2点目の配偶者との別居要件となります。次に、当該移動、または公署の移動の直前の住居から当該移動、または公署移動の直後に在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して、規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、この箇所が3点目の距離要件となります。次に、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して、規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合はこの限りでない、この箇所が4点目の赴任先での単身要件となります。

次に、第2項で手当の支給金額の計算方法をうたってございます。単身赴任手当の月額は2万3,000円、規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下、単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に4万5,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額とするとしてございます。これによる計算方法といたしましては、定額部分の2万3,000円に別に規則で定める交通距離ごとの区分に応じた金額を加算するものであり、今回の対象者は、山元町までの距離は約346キロメートルありますことから、1万2,000円を加算した金額、合計3万5,000円が支払われることとなります。

次に、第3項では職員の身分がえによる同様な単身赴任手当の支給規定を定め、第4項では前3項に規定するもののほか単身赴任手当の調整に関する事項、その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は規則で定めるものとするとしてございます。

以上、新たに設ける単身赴任手当の一部改正でございますが、この趣旨は公署を異にする移動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に対して支給される手当で、いわゆる二重生活を送ることによる経済的負担を少しでも軽減することを目的とするものとしてご理解いただきたいと思います。

次に、15ページをお願いいたします。

第2条として、長南町職員の旅費に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。第6条第1項中、嘱託料の次に着後手当を加え、同条第9項中、第15条の2を第15条の3に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加えるものであります。第9項といたしまして、着後手当は赴任に伴う住所または居住の移転について定額により支給するとしてございます。

次に、条項が加わることにより既存の条項が1項ずつずれることから、第15条の2第1項及び第2項ただし

書き中の第9項を第10項に改め、同条を第15条の3とし、第15条の次に次の1条を加えるとするものでございます。着後手当といたしまして、第15条の2、着後手当の額は宿泊料の定額の五夜分に相当する額とするするものでございます。

最後に、附則事項といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成24年12月1日から適用するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議賜りましてご可決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） これで議案第4号、議案第5号の内容の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は10時10分を予定しています。

（午前 9時52分）

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時09分）

○議長（松崎 勲君） 議案第6号の内容の説明を求めます。

企画財政室長、荒井清志君。

[企画財政室長 荒井清志君登壇]

○企画財政室長（荒井清志君） それでは、議案第6号 平成24年度長南町一般会計補正予算（第4号）の内容の説明を申し上げます。

補正予算書第4号、1ページ目をお開き願いたいと思います。

平成24年度長南町一般会計補正予算（第4号）です。

第1条第1項ですが、歳入歳出予算の総額に8,656万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億4,697万2,000円とするものでございます。

第2項でございますが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次のページ第1表歳入歳出予算補正に示すとおりでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明申し上げます。

9ページ目をお願いいたします。

まず、2項総務費、1目一般管理費、2節給料3万1,000円、3節職員手当等15万7,000円、9節旅費13万5,000円については、東日本大震災の被災地市町村の復興を支援するため、職員1名を12月1日より宮城県山元町へ派遣しておりますが、この派遣に伴う人件費と旅費の補正でございます。職員手当等には単身赴任手当が、旅費の中には着後手当が含まれておりますが、議案第4号で設置をお願いしているものでございます。特定財源のその他の153万7,000円については、派遣先の山元町からの負担金となります。12節役務費の郵便料については、住民調査票等の送付などで郵便料に不足が見込まれることから、61万2,000円の追加をお願いするものでございます。

5目財産管理費については、保健センターの空調機、給湯器、自動給水ユニット等の修繕料として106万

1,000円を、1号車のサスペンションの修理、ゆたか号、青色パトロール車のタイヤ交換等に係る庁用車整備代として86万円の追加をお願いするものでございます。

9目防災対策費については、市野々自主防災会の結成に伴い自主防災組織補助金に不足が生じることから、7万8,000円の追加をお願いするものでございます。特定財源の国県支出金2万5,000円は、県からの自主防災組織設置促進事業補助金で、かかる費用の2分の1の補助という形になります。

11目無線共聴施設事業費につきましては、長生グリーンラインや利根里線道路改良、土地改良事業に伴い東京電力やN T Tの電柱の移設が行われることになり、この中には平成23年度事業で実施した光ケーブルを共架する電柱も含まれております。このため、かけかえ及び地中化等の工事が必要となり、かかる工事費として566万9,000円の追加をお願いするものでございます。このうち地中化に対する工事については、全額県の負担となります。特定財源の国県支出金2,087万3,000円は、国の地上デジタル放送受信環境整備事業補助金で、補助対象の一部の拡大により増額交付になったものでございます。この増額により、特定財源の地方債を2,000万減額させていただきました。その他は、光ケーブルの地中化に伴う県からの電柱等移設補償費100万5,000円の増と、N H Kからの無線共聴施設移行経費助成金の161万2,000円の減となりますが、差し引きで56万2,000円の減となったところでございます。

12目過疎対策費については、デマンドタクシーの利用者の増加により委託料160万円の追加をお願いするものでございます。

次に、民生費2目の児童福祉施設費については、来年度建設を予定します保育所遊戯室に係る建築確認手数料24万9,000円の追加をお願いするものでございます。

3款衛生費、5目環境衛生費については、テレビの不法投棄が多く、処分するためのリサイクル料に不足が生じることから、10万円の追加をお願いするものでございます。

10ページ目をお願いいたします。

5款農林水産業費、3目農業振興費については、くくりわな保険料として鳥獣被害防止対策協議会へ15万円の追加補助をするものでございます。農業振興事業補助金7,080万円は、全農家参加型農業経営体制づくりの事業推進のため、地域の担い手等の規模拡大に伴う施設整備に補助するものでございます。特定財源のその他7,080万円は、地域農業推進基金からの繰入金となります。

6目畜産業費につきましては、小澤牧場が所有しますホルスタイン牛が本年度も千葉県乳牛共進会で農林水産大臣賞を獲得し、栃木県で行されます関東地区大会と静岡県で行されます全日本大会の共進会に出場することになりましたので、移送に係る費用の一部10万円を畜産振興補助金として交付するものでございます。

6款商工費、2目観光費、11節需用費につきましては、笠森ドライブインわきにあります公衆トイレの漏水修理に伴う修繕料25万4,000円の追加を、13節委託料につきましては、花火打ち上げ場の伐採造成に伴い、境界測量委託料として86万1,000円の追加をお願いするものでございます。

7款土木費、1目都市計画総務費については、8節消耗品費から14節使用料及び賃借料までは、町が単独で行う圏央道開通記念イベントに係る費用100万円の追加を、19節負担金補助及び交付金は長生郡市で行う圏央道開通記念イベントに係る負担金54万円の追加をお願いするものでございます。

11ページをお願いいたします。

2項小学校費、3項中学校費についてはいずれも修繕料で、便器、受水槽などの水回りの漏水修理、防犯センサーバッテリー交換、通用門の引き戸等の修理、修繕により需用費に不足が生じることから、小学校で100万9,000円、中学校で67万5,000円の追加をお願いするものでございます。

5項保健体育費、11節需用費については、体育館から陸上競技場に上がる階段に手すりを取りつける費用として67万5,000円の追加を、19節負担金補助及び交付金10万円については、スポーツ競技大会出場補助金として、パワーリフティングアジア大会に出場いたします長谷川選手に交付するものでございます。

次に、歳入について説明いたします。8ページ目にお戻りいただきたいと思います。

12款分担金及び負担金、14款国庫支出金、15款県支出金、18款繰入金、20款諸収入、21款町債は特定財源となり歳出のほうで説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

19款繰越金は一般財源になりますが、平成23年度からの繰越金1,389万4,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、人件費の補正につきましては、12ページ以降に明細を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上をもちまして、議案第6号 平成24年度長南町一般会計補正予算（第4号）についての内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 黙君） これで議案第6号の内容の説明は終わりました。

議案第7号の内容の説明を求めます。

ガス事業室長、岩崎 彰君。

[ガス事業室長 岩崎 彰君登壇]

○ガス事業室長（岩崎 彰君） 議案第7号 平成24年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

予算書は別冊となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

今回の補正予算の内容につきましては、本町の小沢地先に工場を移転する株式会社佐久間のガスの使用に関する補正をお願いするものでございます。

1ページをお聞きいただきたいと思います。

平成24年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）。

1条で、次に定めるところによらせていただきます。

2条では業務の予定量を次のとおり改めるもので、1、供給戸数を4,626戸、2、年間供給量を732万立方メートル、これは156万立方の減でございます。3、1日平均供給量を2万795立方メートル、これは4,274立方メートルの減に改めさせていただくものでございます。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

まず、収入でございます。第1款ガス事業収益、既定額から8,125万5,000円を減額し5億5,630万円とさせていただくものでございます。なお、項の内容につきましては、後ほど補正予算実施計画でご説明させていただきます。

次に、支出でございます。第1款ガス事業費用、既定額から7,798万3,000円を減額し、5億5,790万3,000円

とさせていただくものでございます。各項の内容につきましては後ほどご説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

4条では、資本的収入支出の不足額の補てん財源を改めさせていただきます。3行目の2つ目のかぎ括弧からになりますけれども、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,142万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億2,404万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額798万3,000円、建設改良積立金2,939万5,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正させていただくものでございます。

支出でございますが、第1款資本的支出、既定額に678万円を追加し2億2,642万9,000円とさせていただくものであります。項の内容につきましては後ほど説明させていただきます。

5条では給与費を改めるものでございます。職員給与費、既定額から390万9,000円を減額し6,694万9,000円とさせていただくものでございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。

平成24年度長南町ガス事業会計補正予算実施計画でございます。収益的収入からご説明いたします。

1款ガス事業収益、既定額から8,125万5,000円を減額し5億5,630万円とさせていただくものでございます。

1項1目現年度ガス売上、既定額から8,125万5,000円を減額し、5億3,713万8,000円とさせていただきます。これは株式会社佐久間の関係になりますが、工場の改修に不測の日数を要したことから1年遅れとなりましたが、今月中旬にガスを開栓し、来年1月から一部操業を開始する予定とのことでございます。当初予算では、佐久間を大口供給分として1年間ガス使用量192万立方メートル、これを減といたしまして、来年1月から使用するガス料金は生産業務が安定するまでの間、一般小口料金として24年度内の使用量を27万立方とさせていただいたものでございます。また、家庭用など小口分も23年度決算並みの使用量の見込みとさせていただき、9万立方メートル増とさせていただくものでございます。

次の収益的支出でございます。

2款ガス事業費用、既定額から7,798万3,000円を減額し5億5,790万3,000円とさせていただくものでございます。

1項1目ガス売上原価を既定額から6,088万4,000円を減額し、2億9,669万6,000円とさせていただくものでございます。これは原ガス購入費の減で、株式会社佐久間の販売量165万立方を減、また家庭用など9万立方増、合計で156万立方の減となるものでございます。

2項供給販売費は、既定額から1,323万1,000円を減額し1億7,574万5,000円とさせていただくものでございます。

2目から6目は人件費で、年度末までの支出見込みを算出し、不用となる額を減額させていただくものでございます。

13目消耗品、12目委託作業費は、執行差金や執行見込みを精査し減額させていただくものでございます。

3項一般管理費は、既定額から446万5,000円を減額し4,309万8,000円とさせていただくものでございます。これは、人件費、13目消耗品、19目賃借料、執行見込み額を精査し、不用額をそれぞれ減額するものでございます。

5項営業外費用では、企業債利息、今年3月末に借入利息が確定いたしましたので、31万3,000円を減額す

るものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

資本的支出でございますが、4款資本的支出、既定額に678万円を追加し2億2,642万9,000円とさせていただくものでございます。これは、3ページの収益的支出の2目供給販売費から、この資本的支出へ職員給与分を流用させていただくものでございます。今年度、大多喜ガスへ職員1名を研修で派遣しております、例年より1人多い人件費が必要となっております。佐久間の売り上げ減により収入が見込めなくなつことによりまして、この資本的支出から支出し、内部留保資金である建設改良積立金を取り崩し、充当させていただくものでございます。

以上が資本的収入支出の内容でございます。

次の5ページをお願いいたします。

資金計画でございます。真ん中二重線より上が受入資金、下段が支払資金となっております。受入資金の既定額からガスの売り上げが減少のため8,125万5,000円を減額し8億857万8,000円に、支払資金では、既定額から原ガス代など7,209万3,000円を減額し6億7,858万1,000円となります。一番下になりますけれども、差し引きとして24年度末の現金の予定額を1億2,999万7,000円とさせていただくものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございます。本年度3月末の見込みを税抜きで表示しております。当年度純利益は、右側の下から3行目で41万4,000円の見込みでございます。前年度繰越利益剰余金と合わせまして、一番下の二重線になりますが、当年度未処分利益剰余金は4,408万4,000円の見込みとさせていただくものでございます。

続いて、7ページをお願いいたします。

予定貸借対照表でございます。資産の部では、1、固定資産、2、流動資産で、一番下の二重線になりますが、資産合計40億9,057万3,000円の見込みでございます。

続いて、8ページをお願いいたします。

負債の部では、3、固定負債及び4、流動負債で、負債合計8,050万8,000円に、次に資本の部では、5、資本金及び6、剰余金で、右側の下から2行目になりますが、資本合計40億1,006万5,000円、その下の二重線で負債資本合計40億9,057万3,000円の見込みとさせていただくものでございます。

前の7ページの資産合計と、ただいまの負債資本合計が、複式記帳の法則により双方とも同額の見込みとさせていただいているものでございます。

次の9ページ、10ページは給与費の明細書でございます。

11ページ、12ページは、補正後の実施計画を長南町、睦沢町に分けた内容でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、雑駁な説明でございましたが、24年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 熱君） これで議案第7号の説明は終わりました。

以上で一括議題とした議案第1号から議案第7号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第7、議案第1号から日程第13、議案第7号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑・討論・採決したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 異議なしと認めます。日程第7、議案第1号から日程第13、議案第7号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑・討論・採決することに決定しました。

◎一般質問

○議長（松崎 熱君） 日程第14、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんのでご了承願います。

今定例会の一般質問者は8人です。本日は質問順位1番から5番までとします。

なお、一般質問につきましては、試行的に一問一答方式により行います。

念のために、内容についてここで確認します。

質問者は質問席に移動し、件名ごとに質問し、答弁者は自席で答弁します。質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。制限時間は原則1時間以内といたします。

以上です。

通告順に発言を許します。

◇ 鈴木喜市君

○議長（松崎 熱君） 初めに、2番、鈴木喜市君。

[2番 鈴木喜市君質問席]

○2番（鈴木喜市君） 議席番号2、鈴木喜市でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

私もこの寒さで風邪を引きまして、せきが出ます。お聞きづらい点もあるかと思いますけれども、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

初めに、子育て支援の施策についてお伺いいたします。

これまで町長は、さまざまな子育て支援に取り組んでこられました。特に中学生までの子供医療費扶助は、県下でも早期に実施いたしました。このほかにも、小学生に年間4,000円、中学生に年間5,000円の教育費負担軽減措置をしております。また、学童保育、延長保育、一時保育、そして園庭開放、子育て相談、保育所入所3人目の保育料無料化、出産祝金などなど町民に誇れる子育て支援に取り組んでおられ、その実績は高く評価されなければならないと感じています。

ところが、長引く不況と先進国共通の課題である高学歴社会に伴う教育費負担増により、少子化はますます進んでおります。昨年度の長南町の出生者数は46人でしたが、本年度は昨日現在での届け出で14人です。来年3月末までの出生見込み者数は発行済みの母子手帳で確認できますので、平成24年度の出生者数は何と20人程度となり、前年度の半数以下に急激に減少いたします。

このような状況を踏まえ、町は急激な人口減少の歯どめ対策として、さらに強力な子育て支援に取り組まなければならぬと考えます。今後の子育て支援の施策についてお伺いいたしますので、よろしくご答弁いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 2番、鈴木議員さんの子育て支援の施策についてということでございますが、お答えしたいと思います。

本町では、子供の成長に合わせてさまざまな支援策を展開しております。質問の要旨の中にも幾つか出していただきましたけれども、その主なものは、保健福祉の分野においては出産祝金、中学生までの子供医療費助成事業、あるいは放課後児童クラブの開放、びよびよひろばなどの育児教室の開催などございます。また、保育所においては、延長保育、一時保育あるいは園庭開放、子育て相談なども実施しておるわけでございます。また、教育分野では、教育費の負担軽減するための助成、また遠距離通学の助成、わくわく体験広場の開催なども行っております。現在開催しておりますこれらの事業は大変有効であり、しかも重要なものと考えておりますが、この関係については今後も続けていきたいと、このように現時点では考えております。

質問の要旨としては、支援策の拡充に関してということでございますが、来年度からは赤ちゃんと保護者に絵本を通しての心の触れ合いを持つきっかけをつくるブックスタート事業の実施、あるいは保護者の子育てと就労の両立を支援するために、病児、弱い子ですけれども、病児保育事業、また、母子の健康増進の観点からロタウイルスワクチンの接種助成、さらに妊婦の歯科健康診査の実施なども今後検討して充実を図ってまいりたいと、そんなふうに考えているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（松崎 勲君） 2番、鈴木喜市君。

○2番（鈴木喜市君） ご答弁ありがとうございました。

来年度からさらに新たな施策を行うということでございます。大変ありがたいことだと感じております。

平成24年度の本町の出生者数が20人程度まで激減すると発言している私が、この実情にぞつとしております。何とか来年度から増加してほしいと祈るばかりであります。

少子高齢化や人口減少社会は、市町村長の責任ではありません。バブル崩壊後失われた20年とよく言われますが、日本の人口が減少することは、合計特殊出生率が2.07人の人口置換水準を切った現在から30年以上も前からわかっていたことです。しかし、これまで国は、名ばかりの少子化対策しか取り組んできませんでした。その結果、平成22年度の合計特殊出生率は1.39人、平成23年度も同じく1.39人にとどまり、全く効果を上げていません。まさに現在の少子化は、国の無策としか言いようがありません。少子化対策大臣はおりますが、実際に情けないことに、わずかこの数年で少子化担当大臣は10人もかわっております。本当にこの国は、少子化に対して真剣に取り組んでいるのか疑問に思います。このように、国が効果的な政策を示さず先行きが期待できない現在、町としてでき得るべき施策をとらなければならないと考えます。

そこで私は、保育料の負担軽減がさらなる子育て支援となり、出生者数の維持につながると考えておりますので、保育料の負担軽減をぜひともご検討いただきたいのですが、ご検討の余地があるかどうかお伺いをい

いたします。よろしくお願ひします。

○議長（松崎 勲君） 保健福祉室長、湊 博文君。

○保健福祉室長（湊 博文君） 鈴木議員さんのご質問にお答え申し上げたいと思います。

保育料の負担軽減に関しましては、制度上、同一世帯から2人以上の方が入所している場合に、2人目は2分の1、先ほど議員さんがおっしゃいましたとおり3人目は負担がないということで軽減策が、これは全国統一だと思いますけれども、制度上されておるところでございます。

ほかの町村の例を比較するのはいかがなものかと思いますが、ちなみに郡内では白子町のほうで4歳児以上の園児に関して5,000円という軽減がされているところもございます。しかしながら、白子町のことを言って申しわけないんですけれども、白子町は子供医療費の関係が県の事業並みということで、現行では小学校3年あるいは入院が中学校3年ということの中で、いろいろバランスといいますか、そういうところですべてをやるのはなかなか財源をどうするかというところもございますので、現段階では私のレベルだと、なかなか難しいところではないかというふうに考えております。

○議長（松崎 勲君） 2番、鈴木喜市君。

○2番（鈴木喜市君） ありがとうございました。

財源は当然ないと取り組むというわけにはいかないのは十分わかりますが、何度も申し上げますが、一年間に20人しか子供が生まれないんです。ですから、ここに予算措置をしても、財源的には余り大きな財源を必要としないんです。ですから、ぜひともこの辺のところ、ご検討いただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 今、湊室長のほうからお答えしたとおり、私も郡内のこととは余り言いたくないんですけども、平成18年、四、五年前ですね。合併の協議をしたとき、長南町と長生村でどっちが保育料が高いだといつて、安いのは長南町のほうが安かったです。そういうことで、郡内7つのうち一番安いということで、合併すると保育料が上がるというような、そういった協議もしたことがあって、長南町は保育料が安いんだなと思っていたけれども、もう5年たっていて、私もぼさっとしていました、今どこが幾らだか、よくその辺を承知していないというのが実情でございます。ですから、その辺はもう一遍、よそのものはよそのものとして、長南町における今置かれている立場というものを、状況というものをよく判断する中で、今後どういうふうにしていくか。

今、白子町の例が出ましたけれども、白子町は、やっぱりトップの考え方というのは変わらないんです。医療費の無料化というのは、どっちかというと反対なんですよね。おれは違った面で皆さんと同じようなことをやったと、これが打ち出したのは保育料の5,000円負担ですから、5,000円といつても医療費いろいろあるでしょう。これもやっぱりそのときの執行者が考えて執行するわけですから、県のほうも3年から今度は6年までそのうちになって、中学まで今の知事はやると言っていますから、これはなりますから、そうすればやむを得ず、これは県で半分、県が無料、無料と言っても、県は半分しか出さないんです。町がやっぱり半分出す。県が無料、無料と言うと、何かみんな県がやってくれるようだけれども、今は小学校3年生までは県が半分出してくれています。4年生から中学生までは町が全部負担している。

それで、今度、中学のほう、国でやってくれれば県が半分出してくれる、町が今までの額、これが私としてこの事業に踏み切ったことは、一時的にはちょっと大変ですけれども、後追いに県が半額ずつ負担してくれるから、財政的には見通しを立てても案外やりいいんではないかというようなことから、早期に踏み切ったわけでございます。

今、無料化といって、私は無料化ですから絶対取らないということで、よそはたしか200円というあれを取っていると思います。ですから、私は200円も取るなということで、本当に長南町の中学3年まで無料。ただ、中学になると、医療費というのはほんの少しだけです。もう、本当に小さいお子さん、小学生の4年生からなったら医療費は余りかかるのが実情ですから、中学3年生までやっているのは私は当然だと思います。

そのようなことから、今要旨でございます保育料の関係についても、ご要望ですので検討させていただいて、決してやることは申し上げませんけれども、財政的に見通しが立つかどうか、いろいろと検討させてもらって、私はよく担当に言うんですけれども、ふやすことは結構だと、ふやすんだったら何か減らせと言うんです。いつまで続けているなど、減らすものもふやすものも、そのときときに合ったものを考えてください。ふやすだけふやしたら職員も足りなくなるぞというのが私の持論ですから、その辺も今やっているいいものもあるでしょうけれども、それよりもこの保育料の関係だということであれば、双方よくにらみ合わせるということがあわせて十分検討していきたい、このように思います。

○議長（松崎 勲君） 2番、鈴木喜市君。

○2番（鈴木喜市君） ご答弁ありがとうございました。

総合的なバランスを考えてということで、また町長さんより、ご検討はいろいろなものを加味、備えてしていきたいというご答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。

次に、答弁の中に子育て支援の一つの場である保育所施設について触れていましたので、お伺いいたします。

現在、保育所は経費の支出がままならなく、ちょっとした園内の補修もできなくて困っているという話を聞いたことがあります。軽微な補修についても支出対応ができないのかどうかお伺いいたします。

○議長（松崎 勲君） 保健福祉室長、湊 博文君。

○保健福祉室長（湊 博文君） ご答弁申し上げます。

施設の修繕に関しては、突然不具合があるとかそういうことで突然の出費があることは当然なんですが、予算科目といたしましては11節の需用費の中で賄われるということになっておりまして、基本的には当初予算の枠を超えて需用費の中で執行できるものがあれば、子供たちがけがを負うとかそういうことのないように対処しておるつもりでおりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 2番、鈴木喜市君。

○2番（鈴木喜市君） ありがとうございました。

対応していただいているということありますので、その辺は了解をいたしました。

私は、個人的にインターネットで長南町の米をオークションに出品してPRしています。このオークションの中に、長南町をPRできる欄がございます。来年度から、子育て支援に関してもさらなる支援をするということでございますので、このインターネットの中で子育て支援の町長南とPRしていきたいと考えております。

以上でこの質問を終えます。

次に、災害対策基金の活用計画について伺います。

今年の6月定例議会で、長南町災害対策基金条例の制定について議案第1号として提出され、原案どおり可決されました。

本基金は、平成24年度に1,400万円、平成25年度におおむね600万円が県より交付される受け皿として制定いたしました。この災害対策基金条例は、3つの目的を持って設置しました。1つ目が災害の予防対策、2つ目が災害応急対策、3つ目が災害復旧に要する経費の財源です。この基金は、平成33年度までに使用することが定められています。期限の縛りがある中で、設置の目的である災害の予防対策、災害応急対策、災害復旧に要する経費の財源に、それぞれどのような配分をして活用していくのかお伺いいたしますので、よろしくご答弁いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 2点目の災害対策基金についてでございますけれども、活用計画についてという要旨だと思いますけれども、この基金条例の設置目的は、質問された鈴木議員さんのほうもおっしゃっておりましたように、災害予防対策あるいは災害応急対策、災害復旧に要する経費の財源に充てるということが定められているわけでございますが、特にこの基金の特徴は、1つ目として、東日本大震災からの復興に関するソフト事業であること、また平成23年3月11日以降に始めた事業であること、3つ目として、国の補助金や起債、特別交付税で財源措置されない事業であること、この3つが要件であるということでございます。前提の条件となつておるものとして、質問の中にもございました平成33年度までに10年間で処分、使用しなければ、返還するんだというふうになっております。

現在の基金の状況は、11月時点で初年度の1,400万が既に交付され、次年度は600万円を見込んでいるわけですが、基金の総額が2,000万円になるという予定をしております。

近隣の市町村を見ますと、海側の市町村では、津波の関係で地域防災計画を見直しそうを得ないと、その経費に使用するところもある。また、津波の影響のない本町では、自主防災組織への補助金、あるいは防災備蓄品の整備、防災マップの作成、地域防災計画の見直し、防災士の育成など防災力の向上に関する事業を十分検討し、活用を図ってまいりたいと現時点では考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（松崎 熱君） 2番、鈴木喜市君。

○2番（鈴木喜市君） ご答弁ありがとうございました。

ただいまの答弁の中では、ソフト事業にしか使用ができないというようなことでございますので、3番目の目的である災害復旧に要する経費の財源ということはなかなか当たるまらないのかなという印象を受けました。

そのほかに、長南町で計画しているのは自主防災組織への補助金の交付等ということでございます。それは災害応急対策への補助金だと思います。災害予防対策として、どのような使用を考えているのかどうかお伺いいたします。

○議長（松崎 熱君） 総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） 災害の予防の対策、今町長のほうからご答弁がありました予防的な観点から申しますと、今言った防災組織の補助金、あるいは備蓄そのものの整備等も予防の一種の部類なのかなと。マップも

しかし、全体的な防災計画の見直しもあろうかと思いますけれども、具体的にはこの予防の観点といえば、例えば防災行政無線を今後デジタル化する予定なんですけれども、そのときに設置する防災行政無線の子局43局、そういった固定マストの経費にも充てることが考えられると思います。それと、戸別受信機、自主防災組織、そういった中でも一応ある意味、広い意味でのソフトの部類に入るというふうなことが考えられます。

したがいまして、今鈴木議員さんおっしゃったとおり、この基金の設置目的でございます災害予防対策あるいは災害の応急対策、復旧対策経費、今後こういったさまざまな知恵を加えながら十分検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） 2番、鈴木喜市君。

○2番（鈴木喜市君） ありがとうございます。

十分ご検討いただきたい、有効活用していただきたいと思います。

次に、この災害防災基金に関しては、自主防災組織への補助金が主だというように受け取りましたけれども、長南町の自主防災組織への補助金はほかの市町村と比較しても内容がいいんです、非常に。内容がいいのに、思うように自主防災組織が設立できていないというのが現状です。どの補助金もそうですが、町はただ補助金を制定し市民にお知らせをするだけでは、せっかくの補助金も有効活用できないと思います。有効活用するためには、役場が何をなし、議員が何をなし、地域が何をなすべきなのか、きちんとすみ分けをして取り組まなければならぬと考えます。自主防災組織設立に向けて、この補助金を有効活用するということでございますので、具体的に自主防災組織設立に向けてどのような取り組みを今後行っていくのかどうかお伺いいたします。

○議長（松崎 勲君） 総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） 今議員さんおっしゃられたとおり、国のこの東日本大震災からの復興期間、冒頭10年間をしたということに加えまして、それに沿いまして、この基金の条例につきましても、この10年間で防災力の向上などにいろいろと活用する、できない場合は返還というふうになってございますけれども、ご指摘のとおり自主防災組織、そういったものは自分たちの地域は自分たちで守ると、そういったことが基本になっているというふうに思います。したがいまして、この防災力の向上に関する部分につきましては、やはり地域の人々の考えを取り入れる方法など、さまざまな角度から創意工夫いたしまして、やはり地域コミュニティーを大切にした形で、この基金の活用方法を考えていければなと思います。

また、そういういろいろなご意見を参考にしながら、より充実した内容の画期的なメニュー、そういうものの発案、あるいは提供される可能性もございますので、そういう最善な活用方法を合意形成しながら検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） 総務課長、西野秀樹君。

○総務課長（西野秀樹君） ちょっと補足させていただきたいと思います。

役場は何をするのかというようなご質問でありますので、私のほうとしましては、この自主防災組織を本当は全町的につくっていただけると一番ありがたいのかなと思っております。

それで、今出前講座ということをさせてもらっておりますが、私自身3地区内ぐらいに出向いていまして、ぜひ、今田中のほうがお話ししたように自助としての防災組織をつくってもらいたいんですけどもというお話をさせてもらっております。この間の防災訓練のときでも地域の人たちから、自主防災の方々が参加してく

れたことが非常にいいことで、ああいうふうなものをつくるにはどうしたらいいんだろうかというようなお話を聞きましたので、そのときは、私のほうから出向いていってその説明をさせていただきますので、お声をかけてくださいというようなこともお話をさせてもらっております。

したがいまして、役場といたしましては、積極的に地域に出向いていって、地域防災組織が必要なところを、必要だということを叫ばせていただこうと思っております。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 2番、鈴木喜市君。

○2番（鈴木喜市君） ありがとうございました。

総務課長から、積極的に今後は取り組んでいくというようなご回答をいただけて、ほっとしております。ぜひよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（松崎 熱君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） これは、はっきり言って、やっぱり役場が変わるんですよ。役場が変わらねばできないこと。ですから、私には変えられない、議員さんにお願いしたいと、力になってくれといって今質問されたから、総務課長が立派なことを言う、当然なんです。

たまたま、今出前講座ということでしていますけれども、これはもう役場が変わるということを総務課長が言つてゐるわけでございますから、ひとつやると思いますので、総務課長を先頭に私は後についてやっていきますので、ひとつよろしくお願ひします。

○議長（松崎 熱君） 2番、鈴木喜市君。

○2番（鈴木喜市君） ありがとうございました。よろしくお願ひ申し上げます。

私もこの質問を行うに当たり、必死で自主防災組織の設立に携わつてまいりました。設立に至るまでには相当なエネルギーを要します。自主防災組織の重要性を認識し、中心となって汗を流していただく方が各地域に必要なんです。ですから、そういう観点から災害対策基金が有効使用できるよう、十分考慮して取り組みをいただきますようお願い申し上げまして、私のすべての質問を終えます。ありがとうございました。

○議長（松崎 熱君） これで2番、鈴木喜市君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。再開は11時20分を予定しております。

（午前11時10分）

○議長（松崎 熱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時19分）

◇ 板 倉 正 勝 君

○議長（松崎 熱君） 一般質問を続けます。

次に、5番、板倉正勝君。

[5番 板倉正勝君質問席]

○5番（板倉正勝君） 5番、板倉正勝。

議長のお許しをいただき、一般質問させていただきます。

まず、先に町営住宅貸付委員会、また都市計画審査会など、町の中で委員会がたくさんあります。その中で、今2つ出した委員会について、私が役員に選出されてから1年半たちますけれども、何も委員会の話がありません。そういった中で、内容もわからない、何もわからないで委嘱状だけもらってやっていて、町は何をやっているのか。余分な委員会があると思いますけれども、それが機能をきちんと果たされているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（松崎 熱君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 5番、板倉議員さんからのご質問、町営住宅貸付委員会、都市計画審議会、委員会に板倉議員さんが所属、委嘱状をちょうだいしたと、どうなっているんだというようなご趣旨のご質問でございます。お答えしたいと思います。

町営住宅貸付委員会及び都市計画審議会の目的と開催状況についてお答えしたいと思います。

まず、町営住宅の貸付委員会ですが、住宅入居者の選考について意見を伺い、使用許可などについて審議をお願いするもので、委員につきましては6名で構成されており、町議会議員のほうから4名、学識経験者として町営住宅のある地元の区長さん2名で組織されておるわけです。

委員会の開催状況ですが、直近では平成20年2月に町営住宅管理条例の一部改正がありましたので、委員会を開催したということでございます。最近では、本来の選考をお願いする入居者が少なく、22年度は1名、23年度は2名、24年度については今までに入居者がなく、退去者、出ている方のほうが多くなっているのが現状でございます。

こういった状況の中ですので、特に委員会を開いて審議をいただく案件がなかったということでございます。そういうことでご理解いただきたいと思います。

次に、都市計画審議会ですが、都市計画区域における整備計画、開発など町長からの諮問に応じ審議していただくもので、委員は14名で組織され、町議会議員が6名、学識経験者として商工会長さん、あるいは農業委員会の会長さんなど4名、行政機関として県の出先機関の所長2名、あるいは住民の代表が2名となって14名で組織されております。

開催の状況ですが、平成18年2月に長南町都市計画マスタープランの一部変更についての審議をお願いするため審議会を開催したところでございますが、その後は大きな開発の動きもなく、特に審議をお願いする案件もなかったことから、審議会を開くことなく現在に至っているところでございます。

こういった状況の中ですが、今後は町営住宅貸付委員会では入居者の住宅の修繕状況などを、また都市計画審議会では都市計画区域における圈央道に伴う小規模な開発も含めた最近の状況など、特に案件がないときでも状況の報告をするなど定期的に各委員会を開催したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（松崎 熱君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） 今の答弁でよくわかりましたけれども、ただ情報だけ出しているという委員会も結構ほかにあると思いますけれども、委員会ですので、情報だけじゃなくてこれからどうするのか、結論をある程度出して、方針を多少決めるような委員会であるのが本当の委員会だと思うんです。委員会に出ていますと、何

をやってもみんな現状説明だけとか、それだからじゃどうするんだという話は全然出できませんけれども、今までの委員会は、新しいものについてはぼこぼこふえて、委員会は今できているような感じなんすけれども、古い委員会で余り必要がないという委員会も相当出てきていると思うんです。そういうものについて、なくしちゃう、切っちゃうという形で、新しい委員会をきっちりやっぱり立ち上げてやっていったらどうなのかなというのが私の考えなんですけれども、この間、環境審だったのかな、行きましたけれども、その環境審についてもちよこつとしたデータの説明だけで、そのデータをもう少し川の水質調査のどこが幾つ幾つの説明だけなので、その水質をどうしたらよくするんだろうかとか、予算を計上してやれれば一番いいでしょけれども、それに着手するには予算がどのぐらいかかるとか、そういうのを今度は、やっぱり委員会ですので、次にステップするようなことを持っていく委員会というのが私は大事だと思うんですけれども、ただ委員会に来て、きっちりした委員会であれば費用弁償を払って、そういう費用弁償なんか無駄だと思うんですよね。やっぱりいい委員会を立ち上げていただきいて、もっと実のある委員会をきっちりつくっていただきたいなというのが私の意見なんですけれども、あとどう考えているか、ちょっとひとつお尋ねします。

○議長（松崎 勲君） 事業課長、麻生由雄君。

○事業課長（麻生由雄君） 委員会の関係ですけれども、申しわけないんですけども、どういう委員会がどれくらいあるかということを、この場でちょっとお答えすることができませんけれども、確かに古い委員会、本当に必要な委員会だけだとは思っておりません。その辺、委員会の必要性がもう既になくなつたもの等々もこれから精査させていただきて、きちんとした委員会をさせていただくよう検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） 今の質問で、ちょっと落としがありましたけれども、町営住宅貸付委員会で、今ただ貸し付けて入ることだけやっていた委員会なのかちょっとわかりませんけれども、今住宅にしてもみんな老朽化で補修しなきゃいけないと思いますけれども、使えないというものであればそういうのを壊しちゃって後を何に利用するんだとか、そういうことも委員会でやれるんじゃないかと思いますけれども、ただ、入居者が今生活保護の認定になっている人がほとんど残っているんじゃないかと思いますけれども、それに修繕かけるとか何かでもう少しよく対応するのか、もう使えないというんだったら壊すとか、そういうのを委員会でやってもいいんじゃないかなと思うんですけれども、どうですか。

○議長（松崎 勲君） 事業課長、麻生由雄君。

○事業課長（麻生由雄君） 住宅につきましても、相当老朽化が進んでおります。部分的に5棟で1棟とか4棟で1棟というような状況の中に、入居されている方が1家族、2家族というような状況で、間があいたりしている状況でございます。そういったこともございますし、あいているところをいつまで、使えないものをそのままにしておいても、防犯上いろいろ問題もございます。そういったようなことで、早速にでも委員会のほうを開催させていただきまして、その辺も含めて今後検討させていただきたいと思いますので、よろしくご意見のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 今質問されている2つの委員会についてちょっと申し上げますと、まず住宅のほうは一時盛りのときは、これは議員さんが4名というのはえらい言葉なんですけれども、地区から多分1名ずつだったと思うんです。それで、地元の区長、住宅がある区長さんが出ていて、そのころは執行部ももちろんですけれども、議員さんも申し込みが、お願いされたんです。それで、チェックするのに一つのあれとしては、委員会としては言葉が適当でないでしょうけれども、花形のような時期もあったんです、実は。ですけれども、時代がたってきて、今年なんか1件もないよというようなことですから、やっぱり古くなっていますね。

それと、都市計画の審議会のほうも、これはたしか62年ぐらいだと、圏央道ができる際に都市計画というものが始まりました。そのとき、都市計画審議会というものが一番先につくったとき、関原の加藤義勝さんがこんな山の中に都市計画審議会というのをつくるんですかという、冒頭そういう発言をされましたけれども、本当に今私どもも、圏央道をつくる都市計画決定するのにということでつくったんです。

それで、そのときはたしかやっぱり議会の方が多数出て、これは県の職員も入っていただいて、そうすると、現時点では都市計画審議ですと計画の見直し、この計画の見直しというのは、長南町だけで都市計画を見直すといつても、やっぱり上部との関係もございまして、いろいろ協議する中でしますので、組織上は県が入っているということはいいんです。たまたまその圏央道が、こういう今のような現状になる間までは、長い年数かかっていますので、やっぱりちょっと薄れてきてているわけでして、今こういった2つの状況は生い立ちからお話ししましたけれども、まだまだ先ほどご指摘のあったように、ほかの委員会もその時を過ぎて、また時期を過ぎて検討しなくちゃいけない委員会があると思います。そういったことで、総括的に各委員会を所管でもう一遍、また期間を切って検討してチェックをさせていただいて、また場合によってはご相談、要するに議会のほうへ、こういう形にしたいということで、またご審議をお願いするようになさるふうに基本的に考えておるんですけども、全部の委員会を、ちょっと年数のたっているもの、休んでいるものもあるかと思いますので、検討させていただくということでひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） ただいまの町長さんの答弁で、よくわかりました。

一つ要望になるかもしれませんけれども、住宅貸付委員会も何か近いうちにやってくれるということで、その中でまた細かい話は、少し委員として言いたいこともありますので、そのときに話はさせていただきます。

この件につきましては以上で終わりにさせていただきます。

もう一件ありますけれども、税の未納についてですけれども、質問要旨の中で、徴収対策及び未納の解消について質問させていただきます。

ただいま、全国的に増加の一途をたどる未収金の徴収問題は、国税、県税、市町村税にかかるところの課題かもしれません。本町の町長さんは、このような中で税の徴収率の向上を図るため日々努力を行っていることだと思います。

この7月に債権管理室を設け、今後における徴収の方向性についても協議を進めています。去る23年度決算におきましては、一般会計、特別会計、合わせ2億三千三百数十万円もの金額が未納となっているのですが、その中で町税関係の未納が9割以上であり、この未納金の解消に今後どのように対処していくのかお伺いいたします。

また、決算のときにお伺いしましたけれども、特別土地保有税の未納はどうなったのかもお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（松崎 熱君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 2点目の税の未納について、その徵収対策及び解消についてというような要旨だと思います。

未納額が年々ふえていることから、債権管理室を7月に設けさせていただいて、その徵収対策の方向性を確かにこの暮れの年内にということで担当に私のほうから指示をしたわけでございます。当初、債権管理室を設けて、公金の徵収の一元化を取り組み滞納整理に当たっていくことが最も私としては効果的であると考えていたということですけれども、副町長を中心には担当と会合を持ってくれて、その結果、私のほうに口頭による報告によりますと、未収金の93%が町税に関係があると、ですから、当面は町税を担当する部署に、今現在町税を担当するというと税務のほうですけれども、そのところの徵収対策係を設置し、未納の解消に当たっていくのが最善だという判断をしたということで私は報告を受けていますので、皆で場内で協議したものと了しておりますので、今後はその収納対策係というものを設けてやってみたいと、このように考えております。

ただ、税の今の組織の中に係で置くかどうか、まだ私はそこまで結論を出していません。2人ぐらい、ぎつちりしたのを充てるかどうか、その辺は3月までの人事では十分検討したいと思いますが、いずれにしても、副町長以下で検討したものでは、税が93%を占めるから、収納係をつくれと、つくったら解消するということございましたので、私はその提言を受けて、3月までにはそういった税を中心とした係をつくっていきたいと、こういうふうに考えております。

また、利便性の拡大を図るために、セブン・イレブンでの徵収なんかも、コンビニですね、そういったところでも今後納入できるようにしていきたいなというふうに考えております。

それと、質問の要旨の中にございました土地保有税でございますけれども、この関係に対してはたしか6,000万有余の未納金があると思うんですが、実はこれはもう競売になったわけでございますが、11月8日に124万9,891円の配当があったということで、残りの未納分については、これは税法に基づいて今年度中の不納欠損処分を今のところ検討しておるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、税の関係については新年度から本格的にスタートする人事をしたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松崎 熱君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） 今の中で説明はわかりましたけれども、徵収員2名つけると言っておりましたけれども、どの程度まで徵収するのにかかるのか。隣の市のほうでは差し押さえ、銀行関係のものは一番早くもうすぐ抜いちやうみたいですけれども、あと物件とかいろいろあると思うんですけども、本町はどの程度までやるのか、考えは、どの程度まで進めるのかちょっとお聞きします。

○議長（松崎 熱君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） これは、今税法で許すものは全部やりたいと思っています。今板倉議員さんの質問要旨にはなかった差し押さえとか、あるいは預貯金のことも出ていますけれども、これは私が悪いんですけども、どうにやれという命令を出しているんです。ですから、例えば押さえいいゴルフ場の納付金が、ゴルフ場

がちょっと未納になっていると納付金が十五、六万来るとそれを差し押さえたりして、何も骨の折れない差し押さえをやっているなんていうこと、私よくわかっているんです。やれと言ったってできないのがこれは、みんな私の責任ですけれども、1年も2年も前から法的な処分はしろということをできなかつたんですけれども、それができなかつたのが今の税の係に収納係がなかつたからだということでまとめてくれましたから、じゃ今度は収納係というものを、専属になるかどうか、今のところはそいつたふうに強硬なものをつくろうと思っていますけれども、つくっていきたいと。

私は、加藤邦男さんが言ったことをみんなに例にとって言ったんです。組織は人間がつくる、組織を運用するものは人間が運用するんだと、税の徴収係がないから未納がふえたなんてとんでもないことなんです。ですから、私にはそいつたふうに報告されましたから、これは私の責任だということで、4月からちゃんとした収納係をつくって滞納処分ももちろんして、差し押さえももちろんします。預貯金まで調査すると。

ただ、この前から、私は2年ぐらい前から言っていることは、不動産だけは押さえるなど、不動産を押さえるととんだことになっちゃうから押さえるなど、そのほかのものを押さえろと言っていますが、たまたま事務的にできなかつたと。ですから、今度はそれがやれる組織をつくりたいと、こういうふうに思っています。

○議長（松崎 勲君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） よくわかりましたけれども、徴収員さんを2名立てても、よほどの気持ちを持っていないと、これはできないと思うんです。生やさしい考え方で押さえに入るといつても、今テレビ放送でもよくありますけれども、行つたらいつも居留守でいないと、その中でどういうふうにやっているというのもテレビでやっておりましたけれども、2人ぐらいで長南町さんはできるのかなと。車の差し押さえにしても、結局、車を差し押さえてからオークションにかけるとか、そういうことになると本当に任命された人は大変だと思うんです。よっぽど気持ちが入っている人じゃないと、これは担当にはなかなか不向きだと思いますけれども、そこは町長さんほかの人事をやっている人がいるんだから、私たちは何も言うことはありませんけれども、それに負けないでやってくれる人材をそろえてもらいたいと思います。

以上、これで一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） これで、5番、板倉正勝君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。再開は午後1時を予定しております。

（午前1時46分）

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 森川剛典君

○議長（松崎 勲君） 一般質問を続けます。

次に、3番、森川剛典君。

[3番 森川剛典君質問席]

○3番（森川剛典君） 3番、森川剛典です。議長のお許しをいただきましたので、件名で3件質問させていた

だきます。

その前に、町当局と関係者に一言御礼申し上げます。

9月定例会で要望いたしました蔵持公園の周辺整備について、町のほうから防護用ポール40本、ロープ100メートル分、山砂2トントラック2台分、中古U字溝26個、ふた、こういうものを迅速に対応していただき、誠にありがとうございました。おかげさまについて、この整備については、公園の会の会員も30名ほどにふえ、何日にもわたって多くの人に参加していただき、地域の力だけで通行危険箇所の整備ができました。このことは、協働の精神に基づいたすばらしい成果だとご報告を申し上げます。

また、この整備により、先日12月2日、防災訓練と重なって申しわけありませんでしたが、蔵持滝公園、第1回紅葉まつりということで、地域の人が主催して、地域の人が中心となつたにぎやかなお祭りになりましたことをご報告申し上げます。

また、特筆としては、1週間、28日から12月4日まで、5時から8時までライトアップを行いました。来られた方は意外と少ないんですが、見られた方は、非常にきれいだと、こういうことを感想として言っておりましたので、来年もぜひ地元ではやりたいということですので、今後のご協力をよろしくお願いします。

さて、それでは1件目の交通安全対策の取り組みについて。

要旨としては、交通安全の取り組みと継続についてお伺いいたします。

この質問の経緯に至りましたのは、国道409号線の三途台付近を渡る長南小学校の生徒及び長南中学校の生徒さん、また、一般の住民の方が危険回避のために、横断歩道や信号機が必要だという陳情を受けたのがきっかけでございます。このことをいろいろお話を伺っていくと、町のPTAで、近くの別の場所に信号設置を要望して何年も上げていたということがわかりまして、そうすると、信号機を同じ近くの場所に2個設置するわけにもいかないので、PTA側と話して、今後は実態に即した場所にお願いしていくような話になっております。

そういうことがきっかけで、交通安全の取り組みについて、どこの課が担当してやっているのか、現在の取り組み状況はどのようにになっているか、例えば実績とか成果はどのように出ているのか、危険箇所整備の要求はどの程度できているかというようなことについて伺っていきたいと思います。

また、今度、できていない部分については継続して取り組まれているようですが、どのように取り組んでいるのかというところを伺いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 3番、森川議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

要旨としては、交通安全の取り組みと整備についてということでございます。

交通安全の取り組み状況としては、毎年夏ごろ、町のPTA連絡協議会長から通学路危険箇所改善要望事項として提出され、その後、総務課、教育課、事業課の関係課で合同による現地確認をし、町だけで対応できるものは迅速に対応させていただいております。千葉県あるいは茂原警察署などとの協議が必要な場合は、それぞれ協議を終えた上で、要望書等を提出いたします。ちなみに、24年度、今年度の関係ですけれども、申し上げますと、要望件数は29カ所に及び、新規のものが13件、継続16件の内訳となっております。そして、警察署

関係では7件、千葉県所管関係では9件、町所管関係では13件の内訳となっております。

本年度の処理状況も、町で対応できるもの、例えばカーブミラーやガードレールの設置、転落防止柵設置、あるいはトンネル内の照明など半数近くは処理されております。

なお、要望内容によっては、県道の路側帯の白線引きや信号機の設置あるいは交通規制の標識などは設置基準が法的に決まっているので、県公安委員会、茂原警察署などの許可が必要であり、事務手続上どうしても時間がかかるてしまうのが実情です。現在は、危険箇所の改善要望があった場合、必ずその進捗状況を毎年PTA連絡協議会へ回答しており、措置状況などの説明をしております。

町では、毎年400万円の交通安全施設整備費を予算計上しており、適切な執行に努めていますが、今後も引き続き地元、警察署、県、町が一体となって粘り強く要望を推し進めていきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひいたしたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（松崎 熱君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 今、ご回答いただきました要望が29カ所あって、新規が13件、継続が16件、継続についてはどの程度長いものがあるか、毎年、10年も続いているものがあるかもしれないとか、そういうことがわからないので、そういう継続について、どういうところが問題でできないのか、そういう件数が長いとか。あるいは、よくお話を聞いていて、具体的な件数、7件、警察が7ですか、県が9、町が13で、進んでいるところは進んでいるとわかったんですが、パーセンテージ的に、要はこの交通要望って、意外と進みづらいということはわかっているんですよ。町でできるものはすぐ対応ができるんでしょうけれども、警察とか県と、縦割り行政ではないですけれども、やはり所管が違うと進みづらいと。よほどの連携をとらないと進まないということがございますので、7件中何件進んでいるとか、ちょっとその辺の細かいところの具体的な成果がどのくらい上がっているのか、上げて要望していることはわかっているので、やはりどの程度できているかということが大事なので、ちょっと具体的な数字がもう少し詰めて教えていただければ、お願ひいたします。

○議長（松崎 熱君） 地域整備室長、松坂和俊君。

○地域整備室長（松坂和俊君） 森川議員さんにお答えしたいと思います。

町のPTA連絡協議会から毎年30近い危険箇所の改善要望がございまして、24年度につきましては29カ所ということで、新規が13件、継続が16件というような内容です。それで、警察署、公安委員会に係するものが7件、国道、県道関係が9件、町関係が13件ということでございまして、公安委員会の関係につきましては総務課さんが担当しておりますが、これは信号機または横断歩道、停止線とか、そういう公安委員会所管の要望がございます。これについては、警察のほうと協議して、信号機、できるだけ設置に向けて協議を進めておるところでございますが、信号機については、事故の件数とか交通量とか、その辺がございましてなかなか、長生郡市で、決められた予算で、毎年5基以内ぐらいの設置をしておるところですが、長南町は交通量とかその辺の面でなかなか設置が難しいというようなことで、なかなか進んでおらないというのが現状でございます。

ただ、今回の地引の信号機につきましては、用地の関係等もありまして、今設置に向けて具体的に進めておるところでございます。

県道、国道の関係につきましては、歩道整備が主な要望ですが、これについては大分予算も時間もかかると

ということで、毎年長生土木のほうに要望を続けておりますが、これも時間がかかるといった内容でございます。

町の関係の13件につきましては、内容は、道路の拡幅の関係が1件、歩道整備要望が3件、道路のり面の、がけの処理、崩落土ですか、そういう処理等が、倒木の関係が2件、横断歩道の設置要望が2件ということで、今年度一番、この中で道路改良とか歩道整備は当然予算の関係もございますので、時間がかかりますので、継続でこういったものは要望してきておりますので、3ヵ年計画に位置づけて、それによって整備を進めていくというような、毎年回答をさせていただいております。

そのほか、交通安全施設で、うちのほうは予算400万円いただいておりますので、その中で対応できるものは、要望があった年度に対応しています。今回処理できたのは、一応5件の対応をさせていただいたところでございます。

そういう状況ですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） ありがとうございます。

そうすると、簡単に言うと、継続が16件というのがこの7件と9件で、なかなか進んでいないから継続になっていると、なかなか進まないということがはつきりわかりまして、町の13件については5件できているからまた減っていくと、そんなような感じだと思います。

この歩道のときに、私も少し、総務課とか教育委員会に関係しているということでお話を受けたんですが、その中で1つ、規制を管轄している警察のほうにA案とB案があると。地元の人はこっち、PTAはこっちだと、調整しなきゃいけないわけですが、これについて、どこの場所がいいか、ぜひ意見を聞かせに来てくれという話を、又頼みで頼んだのがいけなかつたんでしょうが、そうすると、正式な要望が出ていないところについてはお答えできないと、参考意見もいただけないんですね。そうすると、素人が、じゃこっちがいいだろうと勝手に出すと、いや、ここは後で適切な場所じゃないよと。縦割り行政ですとこういうことがあると思うんですよね。もし、これが町道で、町の方が考えていただけるんだったら、町としてはこんなふうに考えると、そういうところがあるわけですから、やはり教育委員会と総務課、それから地域整備室、課の担当が分かれるようですが、実際にやらなければいけない場所は1カ所ですし、それができることによって私たち住民がメリットを受けるわけですから、一つの、プロジェクトチームではないですけれども、縦割りの中だけではなくて、連携あるいは担当者を決めて、このことに当たっていってほしいと考えております。

今後も、難しい問題はあるんですが、ただ要望を上に上げておく、県に伝えた、警察署に伝えたではなくて、1つは時々点検をして、そういう対策の中で、こういう成果があった、残っているものはこれがあるからと、そういう検討をして、また報告していただきたいと思います。

以上をお願いいたしまして、関連するような問題ですが、続いて2点目のほうに入っていきたいと思います。

道路行政の取り組みについてということですが、要旨としては国道、県道、町道の通行空間の確保についてお伺いいたします。

これは、交通安全ということで関連はいたしますが、要は道路空間に樹木や枝がたくさん出ているので、切ったほうがいいでしょうといような簡単なことなんです。特に、この横断歩道の件があったときに、その辺とか道路をいろいろ渡ってみると非常に、長南町が多いのかな、研修視察で長野のほうに行って、観光道路の

ようなところをみると、やはり県道でも住宅地とかから出ている木は少ないです。多少出ているところはあります
が非常に通りやすくなっていると。ところが、国道409号なんですが、大変申しわけないですけれども、
地元の深沢、蔵持とか、特に近くの神社の木も出ております。そういうところに気がつき始めました。

今後、圏央道の開通があるわけですが、そういうときに、長南町のあの辺は通りづらい場所だなということにならないように、ぜひ圏央道と接続される409号近辺の周辺については特に整備をお願いしたいと。

それから、国道、県道、特に県道、町道ですが、こういう面についても、やはり通行がよくなればこれは住民の利益ですから、チラシの配布とか、ビラの配布、要するに通行空間を確保してほしい。枝切りでそれどころか、これは私がPTAのころには、PTAとしてビラをつくって、子供たちが通学する場所に枝が出ているから自主的に切ってくださいと、こういうものを配りましたが、かなり協力していただきました。こういうことを、ぜひ町も挙げてやっていただく。

また、予算的には、そうチラシ等はかかるわけではありませんけれども、やはり不在地主とか、そういうところも枝とかは出ていますので、そういうところは何とか予算措置をして、通行空間を確保していただきたいと、ということで要望申し上げますので、検討をお願いいたします。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 2点目の、国道、県道、町道の通行空間の確保についてということでお答えしたいと思
います。

道路における通行車両の建築限界の確保については、樹木の枝が年々伸び通行車両の支障になってきていることから、各道路管理者ともにこの対策に苦慮しているところでございます。町におきましても、区長さんからこれらの伐採要望が年々多くなり、道路維持費で対応はしておりますが、高さの建築限界である地上4.5メートルまでを伐採するには高所作業車などを使用するため、経費がかさんでいるのが現状です。

町道の維持管理につきましては、毎年7月の第1日曜日を基準日として、町内一斉に道路愛護作業をお願いし、町道の草刈りや枝切り、道路施設の点検や清掃といった作業を行い、大きな成果を上げていただいております。建築限界の確保につきましては、道路愛護作業の内容を区長会で説明、お願いをしておりませんので、このときに建築限界の確保についてもお話をさせていただきたいと考えております。

協働の精神から、町道における生活道路は、地域の皆さんに協力いただく中で、行政と地域の役割分担を定め、この対策を進めていきたいと考えております。具体的には、地域の皆さんができる道路については、伸びた樹木の枝などは個人所有の多いことから地域で管理をお願いし、高い樹木の伐採、交通量の多い箇所などの危険な作業については行政側で高所作業車などにより作業を行い、伐採から出た枝などの処理は地元にお願いするなどの形がとれると考えております。

また、国道、県道につきましては、道路管理者である県の長生土木事務所のほうでパトロールなどを行い、この対策に努めているところですが、再度点検などをお願いするなど通行車両の安全確保についての要望をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 今のお話ですと、やはり7月の道路愛護デー、これが最も適したときだと思うんです
が、それからも、実際にあります。私もここでちょっと失敗したのは、自分が見たときはかなり出っ張ってい

たんですが、今12月なので葉っぱが落ちて余り目立たないんですね。ただ、出ているということではありますので、7月だけではなくて子供たちが通学する前に一度そういう週間をつくってやっていただきたいと。

PTAのときもそうですが、行くと、意外と切れないので切ってくれとかいう場合もありますし、進みます。そういうことが住民の中にマナーとしてしみ込んでいると進んでいくんです。私たちも後ろにいる方あたりが、長福寿寺のところの橋の竹が出ている、切っておけと。おれが切るわけにはいかないんだけれども、ま、それは邪魔だということなので切りましたけれども、ただ、そういうときに、町もそういう姿勢で取り組んでいるとか、話が事前にあつたりすると非常に頼んだり切りやすくなるんですよ。そういうこともありますので、ひとつこれについては、そういうマナー的なもの、町の分掌としてもこういうことに取り組んでいるのでというお話だけではなくて、実際に通行空間とかそういうものについて協力要請をしてもいいと思うんですね。広報なんかでも、これはこういう週間ですから、通学の前に切りましょうとか、そういうことを言っていくことによって。

今もう一つ、県道、国道、これについてはやはり縦割り行政が出てきてしまうんですけども、これについても、県道、国道は向こうの予算だけれども、町でどうしてもできない場合は住民が本当は個人でやるべきなんですから、ある程度助成して切ってしまうとか、そうじゃないと、県のほうでやらないと言った瞬間に、その場所が残るんですよ。だから、大体残ると思っているから、私はこの質問をした後に地元のところは切り始めますけれども、町としてもそういう縦割り行政を超えた取り組みをしていただかないと、結局、私たちの、通行をしている方も、ほかの人も言います、あそこの木邪魔だねなんて聞いたことはいっぱいあるんですけども、それが解消されないので、ひとつお願ひしたいと思います。

ここで、ちょっとあれですけれども、発表させていただくと、ちょっと目立ったところだけ、たくさんあるんですけどもその中の一部で、先ほどの三途台の横断歩道の付近ですが、近辺のカーブで危ないということで、これについては住民同士が話し合って樹木の伐採が進んで、これを壊にするのかなというふうになっております。やはり、住民が話し合って切るのも限界があって、切ったら文句も出ているような話もあるし、民では限界もございます。ところで、そこで三途台のところでは一応切っていただき、その反対側に柿の木なんかも出ていますけれども。

あと、長南小学校前のミラー、これは気がついた人がいて、これもわざとまだとてあるんですが、引っ越しされた方、新しい方が住んでいるんですけども、そのカーブミラーが一部見えなくなっていると。こういう点検はどうなっているのかなと。

それから、小湊バスの停留所もこの近辺、ここも道路の白線のほうにかなり出ております。そして、役場前なんんですけども、正面玄関を出て右手に出るほう、小さな木があるんですが、後で見てください、今日も切っていないで、私この質問ができると思って安心していたんですが、枝が、止まれの手前から、このくらいかな、白線のほうに出てるんですね。いつまでたっても切らないな。そういう意識がないとやはり切らないんですね。

ということで、この辺についてお願ひしたいと思いますので。通り一遍の答弁をいただいたんですが、私の質問を受けてもう少し、町長のほうからこういうことができることとか、あるいは細かいこと、答弁していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 熱君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） これは、本当に非常に難しい問題でございます。基本的な考え方を申し上げるならば、町道の関係で、私のはうで管理しているわけですから申し上げるならば、一口で言えば、通学道、4つの学校の学区の通学道路についてはでき得る限り町のはうで、シルバーとかあるいは美化作業員をお願いして作業して、そういうものをできるだけ取り除くようにするのが基本的な考え方でございます。

そのほかの町道については、先ほども申されましたけれども、通学道路の指定をしていなくてもPTAや何かで巡回されて、あそこはこういうふうにされたほうがいいというような箇所については、先ほどご提案があったように、もちろん、町からもこういったふうな処理をしてくれと、町の考え方で要請することももちろんですが、PTAや何か、そういう外部の団体の一つの活動としてやっていただくようなことも非常に効果があるのではないかと思います。

そういうことで、町道については、今も森川議員さんがおっしゃったように、総務だ、教育だ、あるいは事業課だと言わずにということですけれども、この辺はやっぱり学校のはうの関係で、PTAのはうへ、これは、そういうときには藤見がということで、町長からだということで、教育委員会のはうに動いていただいて、学校を通じて、それぞれの学区のPTAの活動としてお願いし、町のはうで後押しをするような形、あるいは、今申し上げた形が、全く逆のように町の後押しをPTAにしてもらう、あるいは各種そのほかの団体、例えばお年寄りのクラブで、いろんな活動の中でちょっと問題があると、例えば今、山の枝を切る話をしていますが、カーブミラーだとか、横断の白線を引くとか、そういうものがお年寄りから出た場合は、また町あるいはそういう団体と一緒にになってていきたいと、効果が上がるんではないかと、こんなふうに考えております。

それともう一点は、今一番町が困っていることは、個人のものであるということで、非常に苦慮しているものがございます。例えば、これは私の身近にあったことですから、事実ですから、悪いことではないからあれですけれども、先ほど出た道路愛護で、地元で切ろうと、じゃ、ひとつ今日の作業の日程の中でやろうということをしますと、地主さんは、地元の世話にはなりたくない、町のはうで切らせてくれと、切ってくれとか、あるいは切らせてくれといって、町のはうで切ってくれるならいいけれども、地元で切ってもらったんでは、地元に借りができちゃうと、やっぱり自分がやらなくちゃいけないという、そういうお考えをお持ちなんですね、地主さんは。それが、地元の人たちが道路愛護で切ったということになると、地元の人たちにお世話になっちゃう形になるから、町のはうでやってくれるならいいですよというような方もいらっしゃいます。ケースがいろいろあるわけです。そういう問題をクリアする中で、町道のはうはもちろんやっていかなければならないというふうに考えています。

それと、県道あるいは国道についても、先ほど申し上げておりますようにパトロールはしてくださっておつて、いろんな箇所の危険というか、そういうものについては大体把握はしてくれていると思います。ただ、予算の関係とかいろんな面で、あるいは最終的に地主さんとお話し合いをするまでの手前で、予算の関係や何かでとまっているものもあると。予算があるから、じゃ今度は地主さんと話をしてみようというようなものもあるろうかと思いますが、それで問題になるのもあると思いますけれども、その手前でとまっているものもあるんじゃないかと、そんなことも予測できます。

いずれにしても、県道と国道については千葉県にお願いするわけでございますけれども、県のはうへお願い

してでき得る限り、これから圏央道の供用開始になると、お客さんにご迷惑のかからないように、県道、国道あるいは町道の管理が云々と言われないように、さらに一層のそういった面での管理をしていきたい。

ただ、ちょっと指摘いただきました役場の出口も、森川議員さんがおっしゃってくれてそうだなというの、私も今ここでしたんですけども、なれてしまうと、それがつい、もうそれが当然のような形であると、これは職員が全員毎日あそこを通っているわけですから、気のついている職員もおるでしょうけれども、だれかがやるだろうというようなことで、やらずしているものもあると、いろんな形のものがあるわけでございますが、気のついたところから積極的に対応してまいりたいと、こんなふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松崎 熱君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） この件で、最後になりますけれども、今道路愛護等で、住民にもみずから協働的な立場でやっていただく、それ以外についても町も協力していただけるというお話ですから、先ほどからお話ししていますように、7月にそういう話をした、じゃ、どの程度進んだのかなと、こういう話をしたら、以前に比べて進んでると。進んでいなかつたら、次の手を打たなきやいけませんので、7月の道路愛護デーにはお話を聞いていただいたら、また点検をお願いしたい。7月って、まだ先のことで長いので、できれば早目にそういうことも行っていただければと。PTA等の話も出ましたので、学校のほうのそういう協力関係とか、要請していただけすると、住民のマナーやそういう通行空間の確保ができるかなということで、お願いしたいと思います。

それでは、3件目の住宅リフォーム制度について。

要旨として、住宅リフォーム助成制度の創設についてお伺いしてまいります。

この住宅リフォーム助成制度の創設については、新人議員の会合で多くの賛同を得ていることも加えさせていただきます。最近では、この住宅リフォーム助成制度がいろいろな町村で導入され、長生郡内でも一宮町が23年度、白子町、長生村は、今年度導入されて、助成制度は有効に機能していると聞き及びます。

長生村では、ちなみに18件、199万4,000円補助金を使いまして、工事受注額は2,259万円ということで、助成金に対して10倍程度の効果を発揮している、10%の補助だということですが、予算的にも大きな額ではなくて町の業者にもメリットになるこの施策を長南町でも来年度からぜひ取り入れていただけるように検討していただきたいと思います。

なお、参考として、大多喜町などでは新規転入者には手厚く助成制度がありまして、100万円、最高でもらえるのかな、非常に手厚いと。同じような田舎に住む者が、どこに住もうかななんて考えると、じゃそういう制度がある町でいいんじゃないかと、鈴木議員の人口問題もありましたけれども、やはり大多喜町も長南町も同じ過疎でございます。そういう過疎を解消していくためにも、また、長南町の独自カラーとして、新住民の移住の際とUターン者のリフォーム、長南町のほうでも長南地区ですか、だれかUターンしてくるという話を聞いたとき、私は非常にうれしかったですね。そういう方も、住宅助成があれば改修等行うでしょうし、そういうことで、助成額を倍額にするとか、目玉商品とか、そういう宣伝効果をねらいながら、ぜひそういうものも導入の検討のひとつとして考えていただければと思いますので、答弁のほうをお願いいたします。

○議長（松崎 熱君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 3点目の住宅リフォームの助成制度の創設についてということでございますが、以前に

も一般質問があつたんですが、限られた財源の中で、住宅耐震化の助成を優先させていただきたいと申し上げ、住宅リフォームの助成制度については今後検討してまいりますと答弁をさせていただいております。

現在、町では過疎地域自立促進計画に基づき元気で活気ある町づくりに向け各対策に取り組む中、この住宅のリフォーム助成は地域振興における経済効果が期待でき、快適な住環境づくり、地域の活性化の面からも有効な手段であると理解しているところでございます。

本町では、安全で安心な町づくりに向けた耐震化を推進しており、現在耐震診断経費に補助金を交付しております。今後は、耐震補強工事の助成について検討していかなければならぬと、こういった状況の中ですでの、地域の活性化も大事なことは承知しておりますが、厳しい財政状況の限られた財源の中では、耐震化を優先させていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松崎 熱君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 耐震化を優先するということなんですが、耐震の、今お話を受けた2年前の話からどの程度進んでいるのか、それも伺いたいんですが、そのことが1点。耐震化がどの程度進んでいるのか。あるいは、よその町村では耐震化と助成を両方受けられる、区分を別々にして申請すれば両方受けられるんだよと。余り耐震化も進んでいないようなお話を聞いていますので、耐震と助成をセットにしてやつたらどうなのかなと。両方やってくださいと、申請してくれれば。そうすれば、耐震をやる際に改修もできますよと。使われて、こういう助成制度も役に立ちます。

それから、確かに、厳しい予算だとは思うんですけども、これはやはり商工業というか建設業に係ることで、比較はいけないんですが、農業に対しては大きく、この長南町の農業を守らなきやいけないということで、これは私はいいことだと思いますよ。ただ、そこにはこれだけのお金を使って、この予算は小さいとは言わないですけれども、当初予算、長生村では200万くらい。ほかでも、多いところでは、一宮町は200万、白子町も多分も200万だと思うんですけども、そういう試しをする。これは半永久的ではなくて、よその町村でも3年間くらいの試行でやっています。ですから、そういうものについて試行ではどうでしょうかと。その予算については、過疎債とか、例えば過疎債、さつき2,000万浮いたじゃないですか。そういうものを回せないかとか、それについて伺いたいと思います。

○議長（松崎 熱君） 地域整備室長、松坂和俊君。

○地域整備室長（松坂和俊君） 森川議員さんにお答えしたいと思います。

まず、耐震化の進捗につきましては、平成27年度までで一般住宅の耐震化が90%ということで、それを目標に向けて進めておるところでございますが、正直なところ耐震診断の助成につきましては、23年度は申請のほうが1件で、今年度はまだ申請がない状況でございます。

耐震化率でございますが、はつきりした数字は今ちょっと資料がございませんが、六十二、三%ぐらいの進捗だと記憶しております。一般住宅の耐震化、何%だということが、六十二、三%だと。

それで、住宅リフォームと耐震改修をあわせた助成制度、そういった形が理想ですので、うちのほうは今耐震の補強工事の助成に向けて準備を進めておるんですけども、その補強の助成制度がはつきりしませんと、住宅のリフォームとあわせた助成もなかなかできませんで、そういったことで、今耐震の補強のほうを進めて

おるということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） まず、先ほどの答弁では、耐震化、そして耐震化によるものの補修と申しますかリフォームについてはお手伝いをしたいと、こういうふうに答えたわけですが、担当が今耐震化の件数をしてみますと微々たるものでございまして、私にすればゼロに等しいんじゃないかなと聞いていたわけですけれども、それはさて、わきに置いて、よその町村で、先ほどの森川議員さんの調査の結果では、200万あるいは300万、400万ということで、けたが百万台であるわけでございます。大体期限を切っていると思うんです。余り長い年数でないと。

これは雇用促進の助成が二、三年前にありますて、その住宅リフォームに助成しているところは、ちょっと言葉が適当でないかもしれないけれども、大工さんだとかそういった仕事をしている人たちに、リフォームをして仕事を与えようじゃないかということで、雇用促進事業から交付された、その事業で交付されたものを、町の住宅リフォーム助成として財源に充てて、それが長くずっと続くわけで、たしか今年度で切れるわけですから、それで3年とか4年と期限を切ったと思います。そういったことで、したという一つのあれがあると思います。でも決して悪いことではないわけとして、過疎地であるので、皆さんのがよそからおいでになるのにいいような環境をつくるというような面からしても、ご趣旨はよくわかります。

それで、難しい問題があつて、こういう問題もあるんですね。個人所有財産に助成するということはちょっと問題があるというような面もあるわけなんです。ですから、雇用に、雇用を促進するとかとひっかけて、ひっかけてというか相互的にして出すことは可能であったというふうにも思える。ですから、この耐震で、もっと耐震の件数が多くて、耐震をするんだということであれば、本当に助成はやりいいんですけども、耐震のために、災害を防ぐためにやるんだということであれば、事業としてはいいと思うんですが、ただ、一般家庭のリフォームでお手伝いするというのは、問題もなくはないと思います。

ただ、その辺はよく検討して、本当に、10分の1、1割程度で上限額を1,000万なら1,000万と決めて10%だということだったら100万程度の助成で、果たしてどの程度リフォームが進むかということもいろいろ問題。それだったら、先ほどご提案してくれておりますように、空き家に、どこからか来てくれる方に一括して、100万なら100万助成するんだということで、過疎対策としてやるような事業でと、いろいろ方法はあると思うんです。ですから、これは少し検討させていただいて方向を出していきたいと、このように今考えているのが現状でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 検討をもっと進めていただければ、もう少しつけ加えさせていただきたいんですが、個人所有財産というふうに申し上げますけれども、リフォームすれば付加価値が上がって、多少なりとも固定資産税ですか、そういうものでも返ってきたりいたします。そういう効果もあるということです。

それから、個人所有財産、ほかのことを言って申しわけないですけれども、農業で使うものだって、大型トラクターとかやっぱり個人の所有になるわけですから、それはそれで事業の目的を達成するために構わないと思うんですよ。そうではなくて、大きな観点は、やはり町内の雇用促進とかそういう観点で、確かに雇用促進は、雇用促進に使うのはいいんでしょうけれども、流用という考え方を言いたくないですけれども、そういう

事業を、少額の予算で、農業にもやる、建設業の皆さんにもやはりそういうものを配分していくと。私は、こういうことが非常に大事だと考えております。

ちょっと忘れたのでほかのことを言いますけれども、私のおふくろの実家のほうの家もひとり住まいなので、二人の子供がお金をしてリフォームしたんですよ。そうしたら非常に、すきま風が入らなくてよかったです、こういう制度ができれば改修が進んで、町内の業者を使ってやっていくと思うんですよ。そのところをもう一つ検討していただきたいと思います。

個人所有財産について、どうしてもやはりこの点はひっかかりますかね。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 改修すると税がということで、その辺も検討はしました。それは1,000万を例にとりましたけれども。1,000万を助成したならば、半分ぐらい固定資産税の評価基準になると、課税物件になると。そうすると、15年か20年で出した補助金は1,000分の14だから、固定資産税でもらえるなというような試算も実はさせてみました。助成したら、皆さんが固定資産税として納めてくれるのはどうだというような試算もさせたら、そういう試算も聞いております。

ただ、今言われた個人資産については、持ち家については純然たる個人だと思います。それと、先ほど申された農家の問題、あれは、農業をやめようと、農業ができなくなった人たちの分をやるわけですから、個人所有には違いありませんけれども、一つの組織として、手段としてするわけでございますから、決して個人だとういうふうに、全くそれが同じものだというふうには、私は理解はちょっとできない。

ただ、家屋そのものだと本当に個人だというふうになって、自分の財産、個人財産に対してのお手伝いということになりますと、ほかの面で、いろんな面も出てくると思うんですよね。ですから、先ほど言ったように、空き家を、入居者が来る場合に100万なら100万上限として補助しますというときには、過疎対策事業の一環としてやるんだというようなことで、その空き家はそういう対象に持っていくと思う。普通のリフォームでやられるということになると、若干何かひっかかるものがあるんではないかと思うので、十分検討させてほしいと。その関係で、やっぱり検討しなければならないと思いますね。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） さっき聞き忘れた、1点お伺いします。過疎債というのはこういうことに使えるのかどうかだけちょっとお聞きしたい。

○議長（松崎 勲君） 企画財政室長、荒井清志君。

○企画財政室長（荒井清志君） 基本的に使えます。ただ、過疎対策自立促進計画の中で、長南町としては3,500万がソフト分という形で交付されますので、3,500万の中で割り当てることはできますが、ただし過疎地域自立促進計画の中に入っている事業でなければ使えませんので、内容を確認し、この促進計画を直した上で使えるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 今、担当が答弁しましたけれども、使えるというふうに、計画に入れればいいということは、計画に入れればいいんですから、全体の計画のうちやれるものを拾えばいいんですから、計画に入ります

す、やれますということで理解してください。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） それでは、最後にいたしますけれども、その財産権のところにかかるんでしょうけれども、こっちは出したくはないんですけども、大型トラクターをこの長南町の農業を維持するために使うけれども、その所有は組合じゃなくて個人の場合だってあるわけですよね。ただ、その使用目的が農業を維持していくため。そういう事業のためには私大賛成ですから、それを財産権というと、個人の家は財産ですけれども、その財産を形成するためにこの助成金を出すということではないと思うんですよ。それも、だから10%とか、全額とかそういうことではなくて、あくまでも雇用促進というか、建設業の人とか、そういう経済が発展するという立場に立って動くということで、余り財産権のことは、ほかにもいろいろかかる問題があると思うので、私は余りこだわらなくていいと思いますので、それについて答弁をいただきたいと思います。今後、ぜひそういうことも検討して、これから、補正じゃないですけれども、予算とかありますので、来年度の計画にのれるようにご検討いただきたいと思いますので。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 今の、私が言ることは同じことなんですが、ただ、個人の持ち家をこうするんじゃなくして、こういうためにするんだということで、例えば雇用の面で、職人さん、大工さんとか、建設業の方が、仕事がないから、それを仕事を与えると言っちゃちょっと言葉が語弊があるんだけれども、仕事の場をつくるというような意味合いからやるということであれば大いにやれますし、先ほど申し上げたように過疎であるのを、よそから来てくれると、あるいは出ちゃっているものが自分のうちに帰ってくるからというようなことすれば、十分出していいものだと私は思います。

ですから、その辺は森川議員さんと考え方は同じであるということをちょっと知っておいていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） ありがとうございました。そういう前向きの答弁をいただきましたので、ぜひ長南町がそういう面でよくなっていくようにご検討願いたいとお願い申し上げまして私の一般質問を終了いたします。
ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） これで、3番、森川剛典君の一般質問を終わりました。

暫時休憩します。再開は2時10分を予定しております。

（午後 1時54分）

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

◇ 小幡安信君

○議長（松崎 勲君） 一般質問を続けます。

次に、4番、小幡安信君。

[4番 小幡安信君質問席]

○4番（小幡安信君） 4番、小幡安信です。

議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

昨日4日、国の方針を決める衆議院選挙がスタートいたしました。この機会に改めて心を引き締めて質問したいと思います。

地方行政は、国に大きく影響されるものではありますが、町は地方自治体という独立した行政機関でもあります。そして、長南町には町独自の諸問題も数多く存在するものであります。身近な町のあり方を考える住民の生活に密着した政治が町政であり、こうして自由に質問させていただければ、大変にうれしいことを感じております。執行部側の町をよくしようという思いと、私たち議員側の、これまた町をよくしようという思い、お互いの相手の思いを酌み取りながら、質問、意見交換をしていき、町がよりよい方向へと向かっていけたらと考えるものです。

今回も町づくりに関して2つの質問をさせていただきます。

今の長南町は、人口減少と町の停滞とが相互に影響し合って悪循環に陥っていて、町の将来に明るい展望が見えづらい状況があるように感じています。この負のスパイラルを打ち破るためにもさまざまな機会をとらえて町民に町づくりに関心を持ってもらい、町を盛り上げる機運をつくり出すことが、今置かれている町の状況の変化を促すためにも重要であると思っております。

そこで、まず先般決定したばかりの町のキャラクターについて伺います。

個人的には、人気者にするには相当の努力を必要とするなという印象を持っておりますけれども、このキャラクターの選定経緯と今後の町づくりへの生かし方についてどのような予定があるのかお聞かせください。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 4番、小幡議員さんの質問にお答えします。

まず1点目、要旨としましては、キャラクターの選定の経緯と今後の町活性化への生かし方についてということでございます。

マスコットキャラクターについては、6月4日から募集を開始いたしまして、11月3日のフェスティバルで、デザインの決定、披露をさせていただいたところでございます。また、現在、愛称の募集、着ぐるみの作製を進めているところです。

デザインの決定については、一般公募委員3名を含め各方面から計10名の委員による選考審査会を組織し、検討をお願いいたしました。3回にわたる審査会を行い、最終的に最優秀賞1点、優秀賞2点を選んでいただいたものであります。選定の経過といたしましては、設置要綱、募集基準に基づき、また、選定方法等は委員の皆様の意見に任せた中で選定を進めさせていただきました。一次審査では44点に絞り込み、次に二次審査でさらに13点まで絞り込み、日を改めて三次審査を行いました。三次審査の上では、上位の順位を決定するのに委員の意見が分かれ、話し合いやそれぞれの意見の説明等を行いましたが、最後には委員の提案により多数決の方法で順位を決定した次第です。

次に、今後の町活性化への生かし方のご質問ですが、デザインを名刺とか印刷物とか何かにプリントしての活用、インターネットホームページ等での活用、ぬいぐるみを使ってのイベント等の活用の仕方等いろいろあります。少しづついろいろ検討しながら活用してまいりたいと考えております。地域の情報や地元の観光PRなどのために、地元はもちろんのこと、時には町外、県外に対しましても飛び出して活用してまいりたいと考えております。

現在、その具体策については場内での調整を行っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） ありがとうございました。

さつき私がちょっと、人気者にするには相当努力を必要とするんだなと感じているというふうに思いましたけれども、先ほど聞きましたところ、選考基準については委員に任せる、任せて選考したということだったんですが、今ちょうど同じ時期に長柄町でやっぱりキャラクターを決めているんですね。この間、ホームページに出ていたんですけども、長柄町では、小・中学生に投票してもらって、それで決めるという方法をとっているらしいんです。長南町でも何でそういう方法がとれなかつたかなということが私は非常に残念に思っているんです。キャラクターといえば、一般的には子供にとってすごく親しみのあるもので、キャラクターが歩くと子供がそれについて歩いていくと、そういう状況があると思うんで、町のほうで委員に任せてしまったというのが果たして妥当だったのかなというのは、ちょっと私は疑問に思うところなんですが、決まった後、評判とかをお聞きになっておりますでしょうか。そのことについてお聞きします。

○議長（松崎 勲君） 政策室長、唐鎌幸雄君。

○政策室長（唐鎌幸雄君） それでは、4番、小幡議員さんのご質問に答えさせていただきたいと思います。

キャラクターのデザインを決定するに当たり、広く皆さんの意見をお聞きする、あるいは子供たちに人気投票なりのものもやったほうがよかつたんじゃないかというようなご質問であったと思います。

当然、キャラクターを決定するに当たりまして、それらのことも検討させていただきました。他の町村でもそのような方法で決定に至っているという事例も承知をしておりました。ただ、決める前に場内でもいろいろ相談をさせていただく中で、今回の場合は多方面から審査委員をお願いし、また、一般公募の委員も3名入れさせてもらう、そういうような委員配置の中で、審査会の中でのみデザインの決定をお願いしたらどうかと、そういう形で決定をさせて進めさせていただいたところでございます。

なお、審査会にすべて任せてというようなお話をあったと思いますけれども、これは決定の仕方をすべて任せてということでございまして、審査の基準とか、こういうものがふさわしいとか、そういう概要的なものにつきましては町のほうである程度ルールづくりをして、その中に選定をお願いしたと、こういうことでございます。

さらに、評判はどうかというようなことでございましたけれども、私どもも最初見たところは、ちょっと奇抜なふうな印象を受けたわけでございますけれども、数日たつとなかなか最初の見方とは少し変わってきた部分がございます。悪いような評判は、そんなに耳にはしないというふうに理解をいたしております。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） もう決まってしまったことですから、これ以上とやかく言うつもりはございません。

今後のことなんですが、先ほど町長さんのほうから名刺に使うとか、印刷物に使うとか、インターネット、あるいはぬいぐるみということがありましたけれども、まず名前を決める方法については、何か特に決まっておりますでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 政策室長、唐鎌幸雄君。

○政策室長（唐鎌幸雄君） 名称を募集しております。12月25日という形で、ただいま行っております。名称の決定につきましても、デザインの決定をお願いいたしました審査会、審査員10名でございますが、そちらのほうで、名称の決定もあわせてお願いする予定でございます。なお、名称の決定する際の基準と申しますか、ある程度数的なものというのも考慮いたします。ただ、一番数が多いものがそれに決まるかということは、また審査会の意見をお聞きしますけれども、一番多いものが1位というふうには考えておりません。上位に入った者の中で、話し合いの中で選考委員の意見を聞きながら決定してまいりたい、このように考えております。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 正直、私の子供は小学生なものですから、子供に聞いてみたら、キモイというのが一番最初の言葉でして、その子供たち、仲間にも余りいい評判ではありませんでした。そのことは承知してください。ぜひとも、名前については子供たちが喜ぶようなかわいい名前をお願いしたいと思うんです。

先日、町の西小学校にチーバくんとイータくんというキャラクターが来まして、税金教室のときに劇、簡単な寸劇ですけれどもやっておりまして、なかなかそれが子供たちに評判がよかつたんですけども、キャラクターにはある程度物語が必要だと思うんですね。どういう過程でこういうキャラクターになったんだということでも必要ではありますけれども、このキャラクターは何をするんだ、どういうふうに役立つんだということをぜひ町で物語といいますか、そのキャラクターにまつわる童話と言ってはちょっとなんですけれども、子供たちに親しまれるような物語という言葉しかちょっとと思いつかないんですけども、そういうものもつくっていただきたいなと思って、あと、全国的には、先日もゆるキャラグランプリとかいうのがありますし、それには愛媛県のバリィさんというものがトップになってニュースでも大きく報道されましたけれども、ぜひ長南町のキャラクターもそういうニュースに載るような活躍をしていただきたいと思います。

キャラクターについては以上で終わります。

2つ目の質問といたしまして、学校適正配置検討委員会の質問に移らせていただきます。

先月、20、21日と議員でも長野県の南木曽町というところを訪れまして、小学校を3つに統合した例を見て議員としても勉強してまいりました。町長も体育祭、フェスティバル等、多くの機会に町民に問い合わせているようですが、非常に重要であるべきこの問題に町民の関心はまだまだ薄いというふうに感じているんです。

そこで、まずこれから協議方法と協議内容の公表の仕方について伺いたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） それでは4番、小幡安信議員さんご質問の学校適正配置検討委員会の協議方法と内容の公表ということについてお答えしたいと思います。

ご質問の協議方法と内容の公表についてお答えする前に、関係することですので、現在までの委員会の経過と、それから今後について簡単にお話をまずしておきたいというふうに思います。

検討委員会は、今までに2回開催いたしました。1回目は規模適正検討委員会、いわゆる昨年2年間の中での提言が出されるまでの経過について、どういう経過でどうすることをしてこういう結果が出たのかということと、それから、提言の複式学級を避ける、そういう提言が出されましたので、複式学級を避けるための一つの柱となる、一つの方法となる、現在進めている長南町4小学校の連携事業、これがあるわけですけれども、この事業を中心とした教育について、質問や意見交換を行いました。

2回目は、現在進めている少人数教育、長南町は少人数教育を進めているわけですが、そのメリットとデメリットについてのいろんな質問や意見交換を行いました。

そして、3回目は、また、今後の避ける方法の一つになるわけですけれども、今月の13日に本来なら複式学級になるところ、現在なっているわけですけれども、なるところを避ける方法の一つとして、各小学校、小・中の学校にも増置教員というのが1人いるわけであります。現在は教務主任という形で、どの学校にもやっておりますけれども、その増置教員を学級担任に置いて、複式を避けて少人数の授業を行っている学校、これを今月の13日に参観して、そして意見交換を行う予定であります。

今後は、その後、今度はもう一つの複式学級を避ける方法の一つとして統廃合、統合を実施した学校が近隣にありますので、そこの学校を参観し、またそこでも参観した後いろんな意見交換をしていく予定であります。

それらを全部確認した後、その後本町としての複式学級を避ける方法、どっちがいいのか、どちらがいいのかということについて、また、進めていき方を議論してそして絞っていきたいというふうに考えています。

ご質問の協議方法でございますが、委員会の委員さん方というのは、4地区、4小学校区の各それぞれの代表の団体の代表の方々に集まつていただいて16名で構成しているわけですが、この委員会で話された内容につきまして、その委員の方たちが代表でありますので、地域に持ち帰つていただいていろいろ話し合いをし、議論していただく中で、その話し合った内容をまた次の委員会の中で出していただく中で議論を深めていきたいという方法を1つ考えています。

また、今質問にありましたけれども、町長あるいは副町長、私、各課の課長さん、いろんな行事がありますけれども、その行事と全く関係ないことですが、これは町の大事な大きな課題でありますので、ちょっととした時間をおかりしまして、町の取り組んでいるこの教育課題について話をさせていただいています。もちろん、昨日の老人クラブ大会の中でもあいさつの後、3分ぐらい時間をかかりして話をしたところであります。

そのように、これから、ちょっと盛り上がってないじゃないかということではあります、意見としては大分こっちに入っておりますが、随分広がってきているなというふうにはとらえています。

そういうことをくり返していく中で、町民の方々にある程度周知できたという段階になったら、その後アンケート、町民の方々を全対象に、全戸対象に、保護者、あるいは保護者でない方も、集計の仕方はいろいろありますけれども、そういう形でアンケートをとり、また子供の意見もちょっと、今キャラクターのほうでもありましたけれども、子供の意見として何年生ぐらいからが、このアンケートができるのかということも検討させていただきますが、子供のアンケートも含めて実施をしていきたいと。

それらをいろいろ総合的に参考にしながら、最終的には町としての複式学級を避ける方法を絞っていきたい

というふうに、今後の進め方について考えております。

公表につきましては、話し合われた内容を町のホームページあるいは広報、もう一つ考えておりますのが、これは大事な問題ですから全戸に徹底しなくちゃいけないのかなというふうに思いますので、委員会だより、適正配置検討委員会だより、名前はどうつけるかわかりませんけれども、今後検討しますが、そういう委員会だより等も出しながら公表して、この問題を処理していきたいと、意見の集約に参考にしていきたいと、集めていきたいというふうに考えています。

以上でございます。よろしくどうぞお願ひします。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） ありがとうございました。ぜひとも今述べていただいたことを確実に早急にやってもらいたいと思うんですが、一つ町長に確認しておきたいと思うんですが、3月の議会のときに、この適正配置委員会を決めるときに、町長はたしかもう腹の中は決まっているんだよということをおっしゃったように私は記憶しておりますけれども、もしその腹の中をお聞かせ願えるんしたら、お聞かせ願いたいというふうな質問です。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 教育長の答弁で理解したということですが、私の前の腹の中というものを聞きたいということで、その前に、アンケートというのは、非常にいいみたいですね、みんなに聞くんですから、いいみたいで、これはやっぱりアンケート、私はすべてをお願いしてあるほうですから、アンケートも大事で、それどころか、やっぱり基本的なことは、理解を得るということも大事だと思うんです。町民任せ、ちょっと言葉が過ぎますけれども、アンケートによって決めるというと、非常に近代的な、すばらしい決め方のようでございますけれども、私は、個人的ですよ、町長じゃないにしましょうね、理解を得るという、国をまねるわけじゃないですよ。あの飛ばすやつね。沖縄のほうに理解を得る。決まっていて理解を得るとやっているけれども、決めて理解を得るというのも、あれはちょっとやり方がまずいなと思うんです。ああいうふうにならないうな決めをして理解を得るという手法がとれれば、それは決めるということは、もちろん議会もあるんですよ、執行部もあるんですよ。だけれども、これが一番、ベターだよというものがもしできるんだったら、それで住民の理解を得るもの、教育長さんのお考えはアンケートですけれども、私はアンケートも必要だけれども、そういったこともやっぱり考えておく必要があるかなと、こんなふうに感じておりますので、ちょっとあれしておきます。

それと、腹の中は、この前、腹の中どこまで言ったか忘れちゃいましたけれども、それはやたらに言えませんよ。どこどこ複数を言えば、あっちがいいと。近いほうね。例えば西と、南と北に分けましょう。西と東というと本当に実際にあるから、南と北に分けた場合に、南のほうの人は、南に近いほうがいいと言うに決まっているんですから。そうしたら、これをいかに解決するかといえば、みんながいいということで理解を得るのには、西と、北西か、北西に1カ所というんだったらまとまるね、1カ所だものね、いいも悪いもない、それでど真ん中だと言えば一番いいんですよね。私はそれが一番いいんじゃないかなとあのときは考えていましたけれども今は違います。教育委員会のほうにすべて任せてありますので、そういったことでしております。

いずれにしても、これは大変な問題です。教育長さんのはうとちょっと話し合う中では、歴史も大事です。

ですから、諸先輩方がいろいろと、今の中学校の統合を見ても、一つになっておりますけれども、経過の中では、東西中ですか、東と西、長南、豊栄が一緒になったり、そういう経過をたどる中で、今にまとまつたという経緯もございますので、一気にそういった、本当に時間をかけて慎重に決めていくことだというふうに現時点では考えております。腹の中もよくわからないし、また、方向性も現時点では教育委員会のほうへお任せしてあるというのが現状でございます。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） ありがとうございました。大体、想像したとおりの答弁でございまして、もう少しお聞きしたいと思うんですけども、先ほど鈴木議員さんのご質問の中で、質問と意見の中で、今年度生まれる子供の数が20人だということがありまして、私も、確かに確認をして、そうだなと確認しております。来年度も30人は切るだろうというような予測は聞いております。

全町で20人というのは、これは非常事態といいますか、4つに分けますと5人ずつになるんですか、正直言って、そこまで待っていいのかなというふうに思うんですよね。これも先ほどの鈴木議員さんからのところで、30年以上前から、特殊出生率が2.07に来た段階で、もうこれは人口減少に向かうということがわかつっていた。長南町においては一生懸命、各小学校、平等にならなきやいけないということで整備してくれて、本当にいい小学校が4つできたなど、やっと終わったなというところになって統合問題が出てくると、じゃ今までやっていた小学校はどうしたらいいのかと。非常に難しい問題もある、また生じてくると思うんですけども、一体、町としては、統合問題というか、小学生の少なくなる、やがては問題が発生するだろうというようなことをいつごろから認識していたんでしょうか。わかりましたらお願ひします。

○議長（松崎 熱君） 教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 少子化の傾向については、私はここで18年からお世話になりましたけれども、そのころには、少子化がそろそろ及んできているということで認識はしておりました。

しかし、問題は、私がここにお世話になって、最初の議会で教育長の方針を述べろという質問がありました、今閔議員さんから、そのときに述べたことは、せっかく長南町は少人数の、全国では、できるだけ少人数、少人数と進めてきて、だけれども長南町はもうできている。だから、このよさを生かして、まず行くことが一つ。

それから、他市町村に比べて、最高に、はるかに立派な施設が整っている。この施設と子供の少人数のよさを生かした教育を進めていくということで、私はそのとき述べさせていただきました。それに基づいてずっとやってきました。

しかし、こんなに急激に減ることは予想できませんでした。今言った、今年度生まれたのが20人になるかならないかというお話ですけれども、それを、その現実を、ですから今の配置検討委員会の中でどうとらえていただけた、判断していただけるか。ある委員さんが、教育長は、もう自分の考えを出せと、それでいいじゃないかという意見がありました。でもそれは違うんです。さっき言いましたように。やはり、広く町民の方々の意見を集約する中で方向を決めていくというのがある。しかし、最終的には委員会で決めるわけですから、それがいいかなというふうに思っていますので、ですが、平成29年度に複式が発生します。これはこの前、お話しした、長南小で出ます。それから、31年度に複式が東小で発生します。今のところそうなんです。ところ

が、その前に3人というのがいるんですね、入学、東小学校は3人。この3人というのは複式にならない、なぜかというと、1年生が入ると16人以下じゃなくて8人以下ということになってしまいますので、複式にはならないから、そのまま学級でいいんですけども、私はそのことも含めて、今後委員の皆さん方に提案してもらいたいというふうには思っています。頭の中で思っています。3人のままでいいかということで。

だけれども、長南町は、少人数の課題である、大きな人数の中の教育を進めなければ子供らが犠牲になりますから、町長さんのやっていたりしている、予算をいただいて、交流教育をやっている。交流、連携授業をやっているわけですね。ですから、この連携授業のやり方は、自慢するわけではありませんけれども、千葉県内では本当に早く始めたほうで、いろいろな事務所の方々、訪問の際にもすごく評価いただいている。でも、この連携授業だけでカバーできるところまではいいですね。その限界を、前年度までの2年間で、規模の中で、それは、今の教育はいいけれども、だけれども複式学級はまずいよと。効果がね。2つの学年を1人の先生が教えたって効果があがらないと、そういう結論に出たわけですので、今度はその方向で、2年とか、小幡議員さんは、早い方向で出せ出せと言っていますが、今私が話したことだけでも検討するのに物すごく時間がかかるというふうに思っています。最短でいっても2年かかって、結論が、提言が出るか出ないかぐらいの。だけれども、さっき言ったように29年度には、東小学校で3人、1年生の入学がね。そのままでいけば。転入がずっとふえれば別ですけれども、出てきますので、その学校のことを考えると、複式を待つ前に結論を出したほうが、どっちに行くにしてもいいのかなというふうには考えています。

ですが、早く早くと言っても、そう早くは、もう1年ぐらいはかかるかなと、最低限。そういうふうに思っています。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 11月21日の、インターネットの、ウェブ版の千葉日報なんですけれども、鴨川市の小学校、幼稚園、保育園の統廃合を検討してきた同市教育委員会の諮問会議に、第二次鴨川市学校適正規模検討委員会の第7回会議を開き、答申に盛る提言をまとめたということで、これは1つの学校にまとめるという提言をまとめたという記事が出ていたんですが、これで調べると、鴨川市の学校適正規模検討委員会は、今年の3月に発足してもう結論が出ているんですね。その間、毎月のように会議をやっているんです。長南町は、前回の適正規模検討委員会が約2年かかって、今度の適正配置検討委員会もまた約2年ということになると思うんですけども、鴨川市は市ですから、長南町よりもっと大きいわけですけれども、そういうところでそういうスピード感を持ってやれるのに、何で長南町はできないのかという疑問があるんですが、どうでしょうか。

○議長（松崎 熱君） 教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 鴨川の場合は、それは江見の話ですか。江見小の話は、その前に実は統合を進めて完成した学校がある。3つの学校を1つに。その経緯がありまして、ほかの学校も一緒に検討していたという経緯があって、3月にやって、何とかとなるんでしょうけれども、その前が、随分時間をかけながら検討して1つの学校にまとめた。

これはどういうことかというと、それは、どこかの主導の中でやればできると思いますけれども、やっぱり小幡議員さんの言うように、広く町民の方々の声を聞いたりして拾っていく必要があるんじゃないかなというこ

とになると、これはある程度の時間というのはやっぱり必要だというふうに私は考えます。検討する時間というものがね。

ですから、たったと進めていくて、だめだったというんじや困りますし、私としては、最後には、これは教育委員会の仕事じやありませんけれども、議会を通った時点では、さっきの町長さんのお話のように、議会で通ったということは決まったと思うんですよね。決まった時点では、今度は町民の、住民の説明会に入っていくわけです。それこそ理解を求めるためにね。そのときに、説明のときに質問があつて、このことはどうだ、このことはどうだと言われたときに、説明ができないような検討の仕方で決めていったのでは、これはもうどうなるかわからないと。これはひっくり返るくらいの大騒ぎになるんじゃないかなというふうに思いますので、そういうことは慎重に、各地区の成功例を見ながら慎重にいろんなことを検討して、漏れのないように慎重にやっていきたい。

できるだけ、小幡議員さんのおっしゃるように、会議を早めていく。いかなければ、当然間に合わないかなと今考えていますけれども、早めてもぎりぎりかなというふうに思いますので、その辺は今後十分検討していく。

○議長（松崎 熱君） 学校教育室長、石野 弘君。

○学校教育室長（石野 弘君） では、小幡議員さんの11月のときの、江見地区の3小学校の統合の関係ですけれども、スピード一さという点ですけれども、こちらにつきましては、平成15年度に鴨川市の少子化対策検討委員会というものが設置されまして、その中で鴨川市の新しい学校づくりに向けた教育環境の整備ということでいろいろ検討した結果、提言が出されました、それを受け平成17年度に適正規模検討委員会が設置されました。9回開催しまして、その中で鴨川市全体の、4地区ございますけれども、その中の各小学校及び中学校の教育環境の整備計画が出されたというところでございます。4地区というと、鴨川地区で4小学校あります。長狭地区で3小学校あります。江見地区では3小学校、天津小湊地区については2小学校あります、4地区ありますが、その中で今回第1段といたしまして、長狭地区の3小学校と長狭中学校が小中一貫ということで進めたということでございます。

それを受けまして、今回、第2次の適正規模検討委員会で答申が7回実施されました、それが15年度からもいろんな検討委員会がかけられまして、それから提言、答申と段階的に進めた関係で、今回、1年間、3月に検討委員会を設置して、立ち上げて、11月に答申が出たということで、スピード一に進んだということで、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（松崎 熱君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） ありがとうございました。できるだけ早くと私は思っているんですけども、私がこれをインターネットで調べたのは、調べてこういうふうに発表できるのは、インターネットに載っているから、もちろんそうなんですねけれども。長南町の情報公開といってはちょっと大きくなるかもしれませんけれども、いろんな委員会、審議会等の会議録、話し合われた結果というのは、残念ながら今までで、インターネット、町のホームページに出ているのは、前回行われたバスの関係、今思い出せませんけれども、バスの関係は話し合われるたびに会議録が公開されて、私もよく見せていただきました。

長南町の前回の適正規模検討委員会の会議録を、実は教育委員会のほうに言って取り寄せたんですけれども、それはインターネットで見ることができなかつたからそういう形になつたんですけれども。町教育委員会としては、そういう情報のスピーディーな公開ということに関してはどのようにお考えになつてゐるのか、ちょっとお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） 教育課長、齊藤正和君。

○教育課長（齊藤正和君） それでは、ただいまの質問にお答えしますけれども、確かに小幡議員さんがおっしゃったように、前回の場合は町のホームページ上で公表しませんでしたので、ご指摘のとおり、今行つております適正配置のほう、これは早い段階で、町のホームページの中で公表していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） ありがとうございました。先ほど、老人クラブで言ったという話もありましたけれども、若い人たちは、インターネットを見る環境というのはたくさん持つていて、今スマートフォンなどでも見ることができます。特に、この学校問題というのは若い人の問題でもありますので、ぜひともいろいろな媒体を通して若い人に考えてもらつて、この学校統合が町全体の一つのまとまりを持って、町全体の町づくりにかかわっていく重要な問題であるということを認識していただいて、これによつて、また町づくりが一層進むというような形をぜひ行つていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（松崎 勲君） これで、4番、小幡安信君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。再開は3時5分を予定しております。

（午後 2時5分）

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時0分）

◇ 加 藤 喜 男 君

○議長（松崎 勲君） 一般質問を続けます。

次に、7番、加藤喜男君。

[7番 加藤喜男君質問席]

○7番（加藤喜男君） 7番の加藤喜男でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回、3点をお願いしておるところでございます。まず、第1点目ということで、がけ条例等による住宅建築への支障による人口の流出についてということでございます。

このような質問は、昨年の6月の第2回定例会で森川議員が質問しております。このときと同じような関係になつてしまいますが、よろしくお願ひいたしたいと思います。

本町の人口は間もなく9,000人を割る状況でございます。過疎の指定を受けているということは、お年寄り

の比率が高く、新生児よりもお亡くなりになる方が多いということでしょうが、人口の減少の一因として、家族の全体が利便性のよい都市に流出してしまうということが考えられると。森川議員の昨年の質問では、1年間に約50軒程度の家が建てかわるんじやないかと、農業を生業してきた住民が離農するケースが多くなってきたことでございます。そして、これらの方々は農家を廃業しますことから、そのところに住んでいる必要がもうないんだということになります。また、そのような方が家を建てかえようと考へますと、幾つかの問題が出てくるということではないかと思います。

そもそも本町は稲作を中心とする町で、少しでも耕作地を確保したいということもありまして、ほとんどの家屋が山を背負い、北風をよけて日当たりのよいところに、山すそに住居を設けておるのが現状でございます。

昨年度より本町では、平成13年に施行された土砂災害から国民の生活を、身体を守るというような関係から、土砂災害防止に関する法律ができました。本町では、聞くところによると453カ所とされる危険箇所調査が行われておると。この調査で区域指定がされますと、避難体制の整備、これは主に伝達して、広報等で、避難しなさい、無線等で避難しなさいということでありましょうが、こういうことが図られるほか、建屋構造の確認、新規住宅の抑制、既存の住宅の移転促進がなされるというようなことのようございます。

また、がけ条例では、ご存じのとおり、30度を超えて、土地の高さが2メートルを超えるがけ上、がけ下には、有効な外壁や壁を設置しなければならないということで、建築物が家を建てられないということでございます。

このために、平地を求める手段として、私有地の畠や田んぼなどの農地を埋め立てるという考えがありますが、農振法等で変更が厳しく制限されておると。また、農地法では、農地を農地以外のものにすることを規制して、地目の変更については、農業委員会の審査、許可を必要としているところでございます。

このほかの制限もあるかもしれません、町長も昨年の6月の答弁で、立地条件からがけ条例や農振の除外等幾つかの規制がかけられており、これをクリアしていくことは大変なことだと認識されておるところでございます。

さきに述べたとおり、やむを得ず住みなれた集落を去るようなこととなれば、当事者の負担も大きいですし、町の損失もはかり知れることになるということでございます。がけ条例への対応では、擁壁の設計や施工に補助の手を差し伸べるとか、農業振興地域整備計画の見直しを積極的に進めていただくとか、また、本日はおりませんが、農業委員会の委員長、会長にお聞きしたいところでございますけれども、農業委員会のほうに町の窮状をご理解いただいて、過疎の指定を受けた現在において、住民の流出を防ぐということのために、家屋、建屋等の建てかえについては弾力的な対応ができるのかということで、また同じ質問になりますが、再度、町長のお考えをお聞きしたいということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） まず、7番、加藤議員さんの質問にお答えします。

1点目のがけ条例等による住宅建築への支障による人口の流出についてということでございますが、住宅の立地条件により、がけ条例、土砂災害防止法にかかる土砂災害警戒区域の指定については、土砂災害から財産よりも人命を優先に守るための規制だということで、まず一つご理解いただきたいと思います。

しかし、がけ条例などの規制が町の人口減少の要因の一つとなっていることは否定できないことでもあります。

す。過疎対策において定住促進を進めなくてはならない上で、これらの規制が大きな問題となっていることも事実でございます。

がけ条例等における建築確認は、県の出先である長生土木事務所の建築宅地課のほうで審査を行っておりますが、これらの規制がかかる住宅については、今後も町が住民と県との調整役となって相談に応じていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、農地法による規制でございますが、これは、農業振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業の近代化のために、施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として規制されております。宅地がえなどを行う際、農振除外は、通常一般管理としては対象農地が除外要件を満たしている際は、年に2回でございますが、その都度県と協議し除外許可を受けております。また、この一般管理以外に特別管理で全体を見直しています。本町では、平成8年に特別管理として町全体を見直し、それ以降、14年間は実施されておりませんが、埴生川Ⅲ期区地区の基盤整備が終了し、坂本利根里地区の基盤整備の見通しがついたこと、さらに圏央道の開通など一定の大規模な事業が終了し、町の状況も変化したことから、今年度から3ヵ年で全体の見直しにとりかかっております。

今後は、構造政策推進会議に協議の上、より現実に沿った計画にしたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 実は、昨年、森川議員が質問を出して、それを聞いておりましたが、その時間が過ぎましたところ、私の近所でもそういう問題が出てくる家庭がございましたので、今回、再び質問させていただいたところでございます。

今、町長のお話のとおり、いろいろ町も苦心して、十分この辺は理解していただいて、進めておいてくれていると思いますが、なかなか地面を探すのには時間等がかかる、それから、探した後も非常に手續がかかると、そういうことをやっているんであれば、もう農業もやめちゃったしここにいる必要もないなというようなことで、出ていってしまうということが十分考えられますし、実際にあったのかかもしれません。ひとつ十分ご検討いただきたいと思うんです。

前回の6月のときでしたか、質問の、町長の回答の中で、麻生課長の回答もあれですけれども、農振の除外は産業振興課だし、農地については農業委員会だと。がけ条例、危険箇所は地域整備課だということで、3つのところをわたり歩いていろいろ申請をしていかなくちゃいけないということでありましたが、町長のご回答で、建物の耐震化等とあわせて窓口相談体制を確立していきたいと。窓口での相談体制を確立していきたいということを申しておりました。その関係で何か、例えば一本化して、住宅の関係で建てかえ等については、ここに行けば相談に乗ってくれるんだというようなことで、相談体制がどのように確立されてきたか、しておるか、ちょっと状況がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 地域整備室長、松坂和俊君。

○地域整備室長（松坂和俊君） 加藤議員さんにお答えしたいと思います。

がけ条例、また、移転、建てかえ等の相談は建築担当の地域整備室のほうへ、県の長生土木のほうの建築確

認時に、いろいろご相談があります。事業課、保健センターの分館の2階、事業課、産業振興室、また、農業委員会、地域整備室並んでおりますので、うちのほうに来て、そのときに農振の関係または転用の関係がありますので、窓口に来たお客様に対しては、3室が一緒に対応しておるような状況でございます。そういったことでご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） わかりました。おっしゃるとおり、2階に3つの室、委員会が並んでおるわけでありまして、3つが一緒に対応してくれればそれにこしたことはないと思います。できれば一本化で、そのところに行けば大体のことがわかって、それから次の課のほうに行ってもいいのかなと思いましたけれども、場所が近いところにありますから、その点また、町民、住民の相談があろうかと思いますので、ひとつ柔軟に迅速に、たらい回しとかそういうふうにならないように対応していただければと思うところでございます。

それから、がけ条例に関して、去年の回答でも、回答がなくてもあれなんですが、擁壁等をつくれば対応できるというようなこともあるわけですけれども、どういう擁壁か、いろいろ種類があろうかとは思いますが、その設計等も結構かかるかもしれませんし、施工においてはまたかかるということで、先ほどの質問の中での、いろいろ補助ということの関係とも関連してきてしまうわけですが、あるのかかもしれません、その辺、がけ条例で、擁壁をつくるのに関して何か町から、知恵だけではなくて何がしかの補助をできないものかというようなことを考えますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 地域整備室長、松坂和俊君。

○地域整備室長（松坂和俊君） 加藤議員さんががけ条例の建築に対応するために、擁壁の設計や施工に助成はできないかというようなご質問ですが、お答えしたいと思います。

結論から申しますと、県のほうにもこの関係をいろいろ問い合わせをしたんですが、県内でもこういった助成をしている市町村はございません。というのは、一般的にがけ条例とか土砂災害の特別警戒区域にかかる住宅は一般的には危険住宅ということで、国・県の考えは補強というよりも移転を、人命を守ることが優先ということから移転していただきたいと。そういった事業に関しては、国・県もがけ地建設等危険住宅移転事業というのがございます。これは、実績はここ二、三年はないそうで、来年、県内で2件くらい予算要求が来ているということでございますので、私どももこの事業について、これから勉強していくたいと考えております。

ただ、現在の擁壁とかの設計とか、その辺の助成についてはできないということで、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございました。実績もないし、できないということあります。

今の話を聞きますと、移転をメインに進めてということも今お聞きしたわけですけれども、どこに移転するんだということに結局なってしまいますので、危ないところに住んでいる必要はないので、なるべく建てかえ等は、移転が望ましいとはいいますけれども、先ほどのいろいろな諸決まりがありますので、なかなかいかないわけですけれども、移転先までも十分相談に乗っていただいて、一戸でも、一人でも町から流出しない、させないというようなことで、人口の確保に努めるというようなことが必要だと思いますので、どうかひとつこの

辺、うちの近所にもこういう例がありましたものですから今回お聞きしたわけで、前回と重複する面もありましたけれども、ひとつまたよろしくお願ひしたいということでございます。

それでは、これは終わりまして、次に2問目ということで、出産祝い金についてということで、これも再度ですけれども、お尋ねすることになります。

昨年の9月の第3回定例会で、小幡議員が出産祝い金について、3人目以降の祝い金を大幅に増額できないかの質問をいたし、祝い金の増額が第3子に及ぼす影響は余りないと判断することから、現段階では考えていないという答弁が町長のほうからあったと思います。

小幡議員の調査によれば、100万円もらえば3人目を考えてもいいなど、冗談かもしれませんけれども、そのような話もあったようでございます。先ほどのとおり、現段階では考えていないという町長の発言でございましたが、同じようなことをほかの議員も考えているんだということで、再度質問させていただいておるところでございます。

本町では、間もなく9,000人を切り、過疎地指定を受けているお隣の大多喜町でも間もなく1万人を切るだろうというような状況でございます。このような状況から、状況が想定されるためだったと思いますが、本町では平成14年10月、現藤見町長の時代ですが、郡内では唯一長南町出産祝い金支給要綱を定め、また、大多喜町でも同年の4月、大多喜町出産祝い金支給規則を定めました。

また、県内では過疎の指定を受けていないと思われる御宿町でも、将来のことを考えてなのか、平成3年に御宿町出産育児祝い金条例を定めたところのようございます。

そこで、祝い金の額についてでございますが、本町では新生児1人に対して10万円と。大多喜町では、1子、2子に10万円、第3子には30万、御宿町では第3子以降に30万円の祝い金を支給しているようございます。

また、県外の過疎の指定を受けている自治体の多くでは、大体祝い金を何らかの形で支給しておるようですが、ちょっとデータをもらいまして調べましたところ、福島県の矢祭町という町があります。人口は6,200人程度と、合併しないということを町で宣言したという小さい町ですが、第1子、2子までは10万円、第3子に50万円、第4子に100万円、第5子以上になると何と150万円と。さらに、第3子以降に健全育成奨励金ということで、50万円、毎年5万円ということで支給をしていくと。

先ほどのとおり、本町では祝い金を出してますが、そのほかに先ほどの答弁のとおりいろいろな補助をしておるところで、そういうところまで調べてございませんが、この矢祭町は恐らく、ほかにあるかどうかわかりませんが、この金額を出しているところはこの町だけではないのかなということです。この金額は、矢祭町の姿勢が十分うかがえる数字、金額だなというところを思うところです。

このほか、いろいろ見てみると、一律30万円としたり、1子、2子には支給をしないと、そのかわり第3子以降に、30万、40万、50万というところもございます。本町の状況を見ますと一律10万円ということで、ちょっとインパクトに欠けるなという感があります。

増額と子供がふえるという関係は、難しいところでございますが、第3子に30万、第4子に40万などという額になりますと、町の姿勢を示すには十分インパクトがある金額だなということを思うところでございます。

全国の状況をお調べいただき、今の一律10万円ではなくて、何かもうちょっとインパクトがあって、人口増の一助でもなればと思いますが、その辺のお考えをお聞きしたいということが1点です。

それから、先ほど大多喜町とか御宿町の話をいたしましたが、祝い金の支給に関する決まりですが、本町では要綱で出すと。大多喜町は規則で決めておると、それから、御宿町ほか他県等、いろいろ今回の関係で例規集を調べてみましたところ、ほとんどが条例をつくって、補助金の条例で金を出しておると。結論から言えば、規則、要綱で出しているのは、本町と大多喜町ぐらい、全部調べてあるわけではありませんけれども、税金ですから、金額、支給要件、根幹を条例で定めていただいて、それに附隨する執行部が事務手続を行うについては、規則もしくは要綱で定めていただくのが本筋というか、いいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうかかということで、2点、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 2点目の祝い金の見直しについてということでございますけれども、出生祝い金につきましては、平成15年度から支給を開始して以来、出生数に波があるものの、徐々に下降線をたどっております。その効果があらわれているとは言いがたい状況でございます。また、昨年の第3回定例会での小幡議員さんへの答弁をちょっと引用しますと、結婚持続期間が15年から19年の夫婦の平均出生子供数である完結出生児数の2010年第14回調査では初めて2人を下回るという、1.96ですか、という調査結果も出ているんです。

このような状況の中、出産祝い金を増額してインパクトのあるものにしてはというご提案でございますが、本町のように第1子から祝い金を支給していることも一つのアピールポイントだと言えると思いますので、現行の祝い金を継続してまいりたいと考えておりますので、この辺はご理解いただきたいと思います。

次に、出生祝い金支給要綱の条例化に関しましては、地方自治法の232条の2の規定により、地方公共団体は、その公益上必要がある場合において寄附または補助をするとができるとされており、行政実例では、公益上の必要性の認定については首長及び議会が行うが、この認定は全くの自由裁量行為ではないことから、客観的にも公益上、必要であると認められなければならないものであり、議会の認定は、予算審議の段階において包括的にされるべきものとするとされていることから、交付金の交付手続については条例あるいは要綱等を定めることは、絶対的要件ではございません。しかしながら、内部手続、額、基準等を明確にしておく必要があることから要綱を制定しているものでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 前回と同じ回答ということでおろしいんですが、やっぱり、とうに指定されている本町ですから、これが急に効果を奏すとも思えませんが、一つのインパクトとして、矢祭町を全面に参考にすることはないと思いますけれども、していただいて、できなきやお金は出ていかないんですけども、一律10万円というのも、過疎に指定された現在においてはちょっとインパクトがないし、過疎に指定された現状では、反対にもっとインパクトがあることをやってもしようがないなど、長南町は過疎だからというようなことで思って見る人もいるんじゃないかなと思うんです。

ここで言ってもどうしようもないことありますけれども、できればまた少し様子を見ていただいて、それを永久にやれというわけではなくて、先ほどもいろいろありますけれども、時限的なもので、5年なら5年、一回やってみようということが僕はよろしいと思いますね。一回決めてずっとそれがいくということじゃなくて、試行してみるとことも大事じゃないかなと思います。

それから、私調べてございませんが、矢祭町の例規集を見ようと思っても、あの町はたしか出てこないんですね。ですから、多分公開していないんだろうと。といって、矢祭町にファクスくれということも言えなかつたものですから、どういう決まりになっているのかよくわかりませんが、ひとつ時間がございましたら、この矢祭町の状況を一度勉強というか、ほかにもいい勉強の手立てがあるのかもしれません。勉強していただいて、何かできないものかというようなことがあります。

このような形、現状でもそうですけれども、10万円でもいいんですけれども、何か基金のような形で云々というようなことは、過疎債の関係というのは、これは対応ができるんでしょうか。もしその辺がわかれれば。

○議長（松崎 勲君）企画財政室長、荒井清志君。

○企画財政室長（荒井清志君）お答えいたします。

過疎債、過疎基金で可能でございます。

○議長（松崎 勲君）7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君）わかりました。

それから、先ほどの要綱の関係ですが、前にもこんな話をしたことがあるかもしれませんけれども、要は金額を決めるということについて、執行部内で金額を決めて要綱を設けるわけで、それを議会の予算で通すからいいだろうというようなことで今おっしゃったかと思いますけれども、予算は予算でとっていくのかもしれませんけれども、金額の問題ですから、いろいろあるのかもわかりませんけれども、そう簡単に、ちょっと気分が変わったから10万を20万にしちゃおうとか、やめちゃおうとか、やめるということはないのかもしれませんけれども、中の数字が執行部の段階でころころ変えていただいて、予算として出てくるということもありますから、この補助金に限らず町からいく補助金、負担金等については、可能というか条例化していただいて、先ほど言っているとおり、その運用の細則については規則もしくは要綱等で、様式集が入ってくるとかということで、めり張りをつけた2段階の決まり事をつくったほうがいいんじゃないかなと。条例化すればおのずと議会のほうに出てきまして、そこで金額の問題とかいろいろ質疑をさせてもらえるわけでございますし、議会の承認がなければ金額を変えられないというようなところまでいくわけでございますから、その辺また別のときでもお聞きするかもしれませんので、ひとつよろしくご検討のほどお願いしたいと思います。

それでは、次に移ります。

3番目ですけれども、観光用の定点カメラの設置についてということで、これは要望といいますか提案でございますが、野見金の桜も大きくなったり、アジサイもほどほどに見られるようになり、何年か前から行つておる花めぐり等の催し事には多くの方が集まつていただいているようでございます。

ここまでになってきた場所でございますから、もうちょっとまた木も大きくなったり、いろいろしなくちゃいけないかと思いますが、もう少しPRに知恵を出して、町の活性化を図る一助にならないかということでございます。

結論から言いますと、開花の状況等、公園の状況をインターネットで常時といいますか、季節的なものでいいと思いますが、聞くと見ると、何分咲きかなとか、どのくらいかなと見えるという話です。このようなことをやっているところは、私も昔の丸山町、旧丸山町もそうですけれども、ローズマリー公園というのが今度合併してまだあるでしょうけれども、見えたということで、こういうのがあるんだなということを思ったとこ

ろでございます。

また、福島県、これは先ほどの子供手当をいろいろ見ておりまして、ホームページを見ておりましたところ、出てきました。福島県の平田町、芝桜が非常にきれいなようでございまして、今は映っていませんでしたが、咲いていませんでしたが、定点カメラで常時公開しておると。今、咲いていないから公開する必要もないかなと思ったんですが、ちょうどあけてみしたら、結構大きいページ、画面ずっと撮っているのがありました。

ということで、ここまでになってきたことでもありますので、今回のご提案というかあれですが、一度検討していただければなど。いろいろなPRのあれは検討されておるとは思いますけれども、一環として検討していただけるといいかなと思いました。いかがでしょうか。

○議長（松崎 熱君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 3点目は、件名として観光用の定点カメラの設置についてということで、要旨としては野見金ということでございますが、ご案内のように、平成16年に合併50周年記念行事の一環として、梅、桜などの苗木を野見金の山林の斜面、4.5ヘクタール程度に植栽したところでございます。現在、桜は大きいもので、人の背丈を優に超えるまでに成長し、今年は桜まつりや、また、アジサイの時期には、ぐるっと長南花めぐりなどイベントを開催し多くの方が訪れ、年々観光客の増加が見込まれるようになりました。

現在の情報発信については、桜やアジサイの開花時期に合わせ、一定期間ではありますが、町のホームページや広報紙、あるいは地域情報紙などに掲載し、広く県内外にも情報提供させていただいております。

定点カメラを利用してインターネット上で映像提供になりますと、一般的には近くの公共施設にNTT光専用回線が整備された建物の屋上、あるいはひさしなど好条件な場所にカメラを取りつけ、そこから放映するようになります。入り組んだ地形の野見金公園での桜、アジサイ双方の開花状況等の撮影にはごく限られた場所にカメラを取りつけることになりますが、立地条件の悪い山の全景を映す施設がないことから、独自の支柱などの設備を設け、盗難防止を含めた維持管理が必要になりますので、比較的費用も多額となります。

今は開花時期の一定期間の情報でございますので、映像によるものでなく従来のホームページ上の写真提供、雑誌などによる情報提供を考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松崎 熱君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ご回答の趣旨は十分わかるところでございますが、これが野見金に限らず、ある一つの、整理されると、ほかのところにもカメラを持っていって、防災訓練の状況だとか、運動会の状況だとか、公民館のカラオケの状況だとか、いろいろ応用ができると思うんです。

先ほどインターネットの普及率がどのくらいかということでお話もありました。多分半分はいっていると思うんですけども、一度調査結果があるかどうか、なければ、最近のことですからインターネット普及率を一回調べていただきたいなと。

それから、先ほどもちょっと話が出ましたけれども、今は携帯のスマートフォンでもインターネットが全部できるわけですから、そういうところにもできないことはないと。非常にいろいろの応用価値があるだろうと思っています。

どういうふうに信号を持ってくるかということで、今、光ケーブルの云々とか話があったわけですけれども、

何かの関係で信号を持ってこないと、これは信号を発信できませんから持ってくるんですが、動画ですから、写真を撮っていって添付するわけじゃないので。

南房総市にちょっと聞いてみましたところ、3つのカメラが南房総市にはあると。ローズマリー公園とかで使っているのか、カメラから庁舎までどういうふうに信号を送っているんだということで聞きましたら、有線か無線かといったら、無線だったと。無線というふうに回答をいただきました。なるほどなということで、無線でもできるんだということは想像の範囲ですけれども、今日の話の中でも、防災無線のデジタル化を進めるんだというような話をして、多分デジタル無線のまた中継局を野見金の上につくるんだろうと、あそこが一番高いですからね。ということで、その辺の、あの中継局を有効的に使って庁舎まで無線で持ってくると。日中だけでも、夜は見えませんからね、出すというような形もあるわけで、4設備聞きましたら、カメラは約30万ということで、ハウジング、ケースが20万とかですね。あと通信料が若干でもないけれども、月5,000円とかかかっているようですけれども、いろいろな知恵を出していただいて、有線でも、無線でも、光でもいいんですが、何か安くできる方法があるんじゃないかなということで検討していただければなと思うところでございます。

また、これを聞いても、さっきも回答いただいているから、そういう意味では、現町長の間は無理だということでもしようがないかなと思っていますが、また折を見てこの話は、野見金に限らず話として考えられますので、いろいろな応用方法があるということを思っておりますので、検討だけでも一回、調査検討をしていただければと思います。これは要望でございますので、回答はいただけませんが、ひとつよろしくまたお願ひしたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松崎 熱君） これで、7番、加藤喜男君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（松崎 熱君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日6日の会議は午前9時に開会し、一般質問を続行します。

本日はこれで散会とします。

（午後 3時47分）